

第三十八回 参議院通信委員会會議録第九号

昭和三十六年三月十四日(火曜日)

午前十時四十七分開会

委員の異動

三月十三日委員岩沢忠恭君辞任につき、その補欠として柴田榮君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭二君
理事 新谷寅三郎君
手島 榮君
松平 勇雄君
野上 元君

委員

黒川 武雄君
寺尾 豊君
最上 英子君
野田 俊作君
鈴木 強君
永岡 光治君
森中 守義君
山田 節男君

國務大臣 郵政大臣 小金 義照君
政府委員 郵政省電氣
通信監理官 松田 英一君
郵政省電氣
通信監理官 岩元 巖君
郵政省監察局長 莊 宏君
郵政省郵務局長 板野 学君
郵政省簡易
保険局長 西村 尚治君

郵政省電波
監理局長 西崎 太郎君
事務局側
常任委員 勝矢 和三君
会専門員 会副会長 溝上 銈君

参考人
日本放送協
会副会長 溝上 銈君

本日の會議に付した案件
○公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○郵政事業及び電氣通信事業の運営並びに電波に関する調査
(中央郵便局における現金在中の通常封書の盗難事件に関する件)

○委員長(鈴木恭二君) ただいまより開会いたします。

委員の変更についてお知らせいたします。三月十三日、岩沢忠恭君が委員を辞任されまして、その補欠に柴田榮君が選任せられました。

○委員長(鈴木恭二君) 公衆電氣通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。
右案に対する提案理由の説明をお願いいたします。
○國務大臣(小金義照君) ただいま議

題となりました公衆電氣通信法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

最近の電話需要の伸びはまことに著しいものがあります。同時に都市の発展及び町村の合併に伴い加入区域を広げてほしいという声が強くなっており、しかしながら、現在の料金体系のままで加入区域を広げますと、その境界付近において通話料に著しい格差を生ずることになります。

また、電話の接続の即時化の進展に伴いまして、市外通話についても全国的に自動即時化を進めなければならなりません。料金のかけ方を現在の方式のままにしておいてこれを実施することは、技術的に困難であります。

このような事情から、市内市外通話料金の融合をはかると、社会生活圏の拡大に合理的に対処し、あわせて自動即時化に適合する料金課金方式を採用するため、電話料金体系を調整するとともに、これに関連する制度等について規定の整備をはかるとして、今回この法律案を提出するものであります。

次に、この法律案のおもな内容について申し上げます。
改正の第一は、電話料金の調整に関する事項でございます。

その一といたしまして、従来、市外通話はすべて三分ごとに料金がかかっておりましたが、この法案におきましては、これを自動即時通話の場合には、市内度敷料と同額の七円を単位とし、

七円でかけられる時間を、ある距離においては何秒間というように定め、遠距離になるにつれてこれを短くしていく、いわゆる距離別時間差法に改めようとしております。また、これに対応して、手動通話の場合には、最初の三分までは現行の通りの料金のかけ方であり、三分を超えたと、あとは一分ごとに料金がかかる、いわゆる三分一分制に改めることにいたそうとしております。

以上のような料金のかけ方によろとするのに伴いまして、市外通話料金の算定基準となる距離のはかり方につきましても、現在個々の電話局相互間の距離によっておりますが、この法律案では、これを一郡ないし数郡をまとめた程度のグループの中心となる局の相互間の直線距離によることにしようとしております。

料金調整に関する事項のその二は、一定のグループ内の通話を現在の市内通話と市外通話の中間的なものとして取り扱おうとするものでありまして、新たに準市内通話制度を設け、その料金は、距離と無関係に一分間七円にいたそうとするものであります。この準市内通話の実施に伴いまして、電話取扱局の種類、すなわちその級別をきめる基礎となる電話加入数の算定方法についても改正を行なうとしております。

なお、改正料金表の作成にあたりましては、現在の料金収入になるべく変動を生じないように定めようとしております。

ります。

以上のほか、料金に関する事項といたしましては、公衆電話の料金についてもほぼ同様の調整をすること、夜間の市外通話料及び加入区域外の公衆電話料は日本電信電話公社が郵政大臣の認可を受けて定めるようにすること、電話加入数が急増している実情にかんがみ、新しい級別を設けるようにすること等の改正をいたそうとしております。

改正の第二は、料金以外の諸制度に関する事項でございます。電話の自動化に伴ってすべての電話局に度敷料金制が実施できるようにすること、電話をより便利に使えるよう付属電話機について他人使用を認めるようにすること、災害地の公衆電話料、医療無線電報料を無料にするための根拠規定を置くこと、日本電信電話公社は、加入者等から、その建物内または敷地内の既設線路の使用の請求があつたときは、これに応ずることができるようになること等の改正をいたそうとしております。

この法律案によるおもな内容は以上の通りであります。施行期日は、いろいろ準備の都合もありますので、昭和三十七年九月一日から同年十一月三十日まで期間において政令で定める日といたそうとしております。ただし、今回の改正による新制度の一部については、試験的実施を改正法律施行前にあつても行なうことができるようにしようとしております。

何とぞ十分御審議下さいまして、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長（鈴木恭一君） 本日は、本案については提案理由の聴取にとどめておきます。

○鈴木強君 議事進行について。大臣にお尋ねいたしますが、電電公社は電話と電報とを取り扱っていると思うのですがね、それで私がかねて本委員会を通じて電報料金制度の根本的な改革ですね、電信制度をどうするかということについて、何回か私は意見を出しておるのですが、せっかくここにこういう改正案が提案されることになったと思うのですが、内容は私はきょう触れませんが、どうして、電報料金の方について、われわれの委員会における趣旨を十分理解されて、抜本的な電信事業のあり方、それに伴う料金制度というものをきめてここに出さなかったのですか、無線電報料を無償にするというような根拠規定を置くというだけで、ほとんど電報については触れておられない。まことに私は遺憾に思うのですが、こんな片ちゃんばな法律案の提案の仕方はない、どうなんですか。

○国務大臣(小金義昭君) これは電話料金の体系に関する事項を改正の要点といたしておりまして、電報料金等につきましては、いろいろ審議いたしましたのでありますが、これは本改正案は、周知期間等を相当長く置かなければなりませんので、これをまず出しまして、引き続き電報料金についても検討を加えまして、この法律の施行までにはできるように努力をいたしたいと考えましたので、今回は一年以上あるいは一年半くらいの周知期間、またい

ろいゝな設備等の関係もありまして、急ぐものですから、とりあえず、これを出したので、鈴木さんの御趣旨を選んで無視したり、軽視したりするものではない、では、ございません。

○鈴木強君 大臣のお言葉ですけれども、電話だけだとおっしゃるのですが、ここにあるように医療無線電報料については、これは電報に入るわけですから、おやりになるなら、そういう一般的な電報料金というものを考えたくなったときにこれも出したらいいのじゃないですか。それを医療無線電報料金だけは無料にするというふうな差別的規定を置くということだけきめておいて、ここに提案された趣旨というのは、やはり電報と電話というものを一応考えてやったと思うのです。そうであれば、あなたの言うことと違うんじゃないですか、おかしいですよ、こんな提案の仕方はないですよ。

○國務大臣(小金鑑照君) 私が、いさ
さつとして承ったところによりま
す、電報料金もあわせて研究すべき
ものである、また研究して参りまし
やが、今申し上げましたような理由
で、これは周知期間を長く置かなけ
ればならぬので、先にこれを提出し
て御審議を願つて法律にいたしたい。
医療関係の問題につきましては、こ
れは事が人命に関し、その他人道上
の問題がある、その他人道上の問題
があまりありますので、とりあえず
、これだけをせき出してやったこと
と私は了解いたしております。

○鈴木強君 これは施行期間が昭和二十七年の九月一日から十一月の三十日までというように御説明の中にもあるわけですから、何も好んでこの問題だけを先に出すことは私はないと思うの

です。あなたの趣旨なら私はわかります。わかりますが、それでは、どうして電報料金の一部の医療無線電報だけやったのか。これは緊急とおっしゃるけれども、どうせ実施は来年ですから、それなら電報の全体的な料金制度の中で考えて、そのときに出したらよかったじゃないか。こんな中途半端なものを出して、一番大事な、しかも百二十億も赤字が出るような電報料金制度について、何か特別な調査委員会まで作って審議されて、それはどういう内容で気に食わなかったか知りませんけれども、もう少し電報制度、電報料

して、今、鈴木さんのおっしゃるような、電報料金制度についてはやっぱり根本的に検討を加えておりますので、この方がまとまりましたから、とりあえず先に、周知期間等の関係もあるもので、電話料の改定整備を先に出しましたので、決まっていがしろにしているわけじゃない。また根本的にいろいろな議論する点がございしますので、一足この方を先に出したというわけですが、まあ早く実施できる建前でこれをやっておりますので、お認めを願いたいと思います。

事項と同時に人命に関するものが相当多いので、こういう医療関係の問題は、数回やはり御注文があったそうでありますから、これは急いで実施するということになったそうであります。

○鈴木強君　だから、その災害地の電報なり、あるいは電話を無料にしているということは、これは緊急事態です。それから、私は公共事業の立場からいいと思うのですがね。この医療無線電報というのは、そういう趣旨じゃないの、というのでございましょう。要するに海上に出ている船舶無線といえますかね、そういうところから出す電報じゃないです。

金制度に対して根本的な検討をしても
らいたいと思う。電話の方は、少なく
ともやはり相当な収入もありますし、
利益もあげてゐるわけですから、し
かし電報の方は、今言ったように、大
臣も御承知の通り、私は何回も、四
年半も前から院に議席を持って以来
念願としてゐる。せつかく調査会を
作つて審議するのなら、もう少し根
本的な制度についてお考えになつて、
その上に立つて電報料金制度、料
金はどうかあるべきかと

○鈴木彌君 私はこの御説明を聞いて、この中で一部やるのは、実施前のテスト・ケースとしておやりになる部分があると思うのです。一部。その部とはわかりましたが、少なくとも、医療無線電報というのは、これは明らかかには今有料でやっているわけですからね。そういうものはあれですか、昭和三十七年の九月一日から十一月三十日までの間で政令で定めると言っておるのだが、先走ってそういう改正をしよう

か、私はそういうふうに理解するので、すけれども。災害のときにも無線で、たとえば連絡を電話で緊急にやるときもありますかね。そういうものも無料にするのですか。

○国務大臣(小金藏照君) つまり災害時に地の電話料を無料にするのです。すか。か。ら、もう一つこれも一緒に無料にする。という……。海上の場合は必ずしも災害とは限らないということでございます。

いう立場に立つて、どうして検討してくれないのですか。こんな中途半端な出し方については、法案の提出の仕方から見ても、大臣の趣旨からいえば、この医療無線電報というのは削ってしまつて、改めて出したらどうですか。

○國務大臣(小金義照君) 私から申し上げました説明の中にもちよつとあつたと思いますけれども、この法律案の一部は早く施行するものがありますので、こういう人道問題といえますが、医療関係のようなものにつきましましては、なるべく早く実施したいというより、うな考え方ですこれを入れたのであります。

うとしているわけですか。そうであれば、これは大事ですからね。趣旨からいってちよつと大事なところがありますから、だから、どれとどれとどれをやるということなんですか。医療無線電報料金についてはこの施行期間前にやるという方針なんですか、それだつたらちよつとおかしいですよ。

○国務大臣(小金義昭君) これは、お言葉でございますが、災害地の公衆電話料とか医療関係のものは――やはり災害地には医療関係のものが非常に多く出ますと思います。伊勢湾台風その他から見ましても、やはり災害は物的

○鈴木強君　だからどうなですか、それは。はっきりしてもらいたいのは、だから異常災害時において、特に被災者のお出しになる電報について、この実施期間前にもやりたい。それとあわせて医療無線電報を、海上あたりから出す医療の電報があるわけですから。そういうものと一緒に施行前にやろうとしているのか、そこをはっきりしてもいい。

○政府委員（松田英一君）　お答え申し上げます。実はこの法案の附則の第一項でございますが、ここに、何と云うか、準備をしないですぐにやる必要がありますか、準備をしないですぐにやる必

十条、第八十一条第一項というような規定で、そのうちの第七十条の部分は、ただいまの医療無線電報の規定でございます。各事項それぞれ早くやった方がいゝという意見がございますが、きょうはそこまで立ち入りませんけれども、そういうことで、医療無線電報というのは、これは御承知のよう

○鈴木敏君 だから、その解釈がはつきりせぬのですが、そうすると医療無線電報については実施期日の前かからでも直ちにやりたいと、それにあわせて、今言つた災害地の特別な扱いといひますが、そういうものもやりたい、こゝういふ趣旨に理解してよろしゅうございませうか。

に、海上に出ております小さい船で、
○政府委員(松田英一君) その通りで
医者などが乗っていない。そこで急病
人ができました場合に、それらの診断
を求め、あるいは処置方法を求めると
いう緊急を要する電報でもございます
し、また、そういう状況ですから、こ
れをぜひ無料にしてほしいということ
するということになっております。

が、これは前々の国会で御要望がございまして、世界的にそういう勧告も出ておるといふ話もございまして、これはなるべく早くやりたいというふうな、前のたしか寺尾大臣のときだったかと思いますが、答弁しておりますので、この際あわせて早く実施するという建前をとったわけであります。

○益木強君 僕は、この中に入つての論議はやりません。ただ法律案の提案が、多少、大臣の言われた、電報料金全体の基本的なものについてやって、できれば一緒にやれるようにしたいというお考え方は了承しますが、一応こういう無線電報というものは明らかに電報の部類に入るので、実施時

○鈴木強君　そうすると、大臣の言われた医療電報というものの解釈は違ふでしょう。異常災害時におけるものは、医療であらうと何であらうと、無料にしてやろうというような趣旨じゃないのですか。医療電報というものは明らかに海上から……。今監理官の言われたような趣旨のものが医療電報だということに私は理解している。そのほかのものは医療電報というふうに扱われていないでしょう。

日をどうかは別としても、やはり全体の経営の中でやっていく方が私はむしろ適切だというふうに判断したものですから、出すなら、やはり一緒に間に合うように出したらいいのじゃないか。それで電信の一番大事な、私が何回も何回も言っておるようなものは全然やらないで、ただ医療無線電報だけを出しておいて、根本的なものはあとに出すということは、ちよつと法律案の出し方としてはまずいものですから、議

○委員長(鈴木森一君) 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件を議題といたします。

まず、本件に対する政府の御説明をお願いします。

○国務大臣(小金義照君) ただいま議題となりました日本放送協会の昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この收支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七条第二項の規定によりまして、これらに対する郵政大臣の意見とともに国会に提出し、その承認を受けることになっているのであります。

郵政大臣としましては、この収支予算等について、放送法の趣旨、日本放送協会の性格、目的、放送事業の現状等を勘案いたしまして、お手元にお配りいたしました通りの意見をつけまして、国会の御審議をお願いする次第でございます。

これらの収支予算等につきまして、大略御説明いたしますと、昭和三十六年度における事業計画につきましては、昭和三十三年度を起点とする日本放送協会の放送事業五カ年計画の一環としてこれを実施しようとするものであります。建設計画において、受信困難な地域の解消、施設の改善、教育テレビジョン放送網の拡充をはかり、事業運営計画において、放送番組の刷新、充実、受信料免除範囲の拡大、受信料徴収方法の改善、国際放送の拡充、調査研究の強化等をその重点となしております。

次に収支予算につきましては、収入、支出ともに総額四百五十六億八千五百余万円と予定しております。これを昭和三十五年度に比べますと、いずれも八十三億八千六百余万円の増加となっております。

収入、支出の内訳につきましては、資本収入が八十五億六千五百余万円、資本支出が百十七億余万円、事業収入が三百七十一億一千九百余万円、事業支出が三百三十六億三千四百余万円、予備金三億五千万円となっておりますし、すなわち、ラジオにおきましては、標をいたしまして、放送の全国普及と、放送を通じて国民生活の向上充実に貢献することを基本的な方向といたしまして諸計画の作成をいたしております。

て、この事業収入と事業支出及び予備金の合計額との差額三十一億三千四百余万円は、建設費、借入金の返還等、資本支出に充当されております。

なお、受信料につきましては、昭和三十五年度と同額のラジオ月額八十五

受信困難な地域の解消や外国電波による混信を防止するため、中継放送局の建設や送信電力の増力などを強力に進め、テレビジョンにおいては、総合・教育とも全国放送網の早期完成を目標として建設を推進することにしており

次に、資金計画につきましては、本事業計画に基づきまして、年度中における資金の出入に関する計画を立てたものでございます。

これらの計画等は、協会の目的等に

円、テレビジョン月額三百円を予定いたしましたしております。

また、放送文化がひとしく全国民に及びますよう従来から、学校・社会福祉施設、公的医療機関、生活困窮者等に対して受信料の減免を行なって参りましたが、三十六年度はさらに免除の範囲を拡大して、三十五年度に半額免

照らして妥当なものと認められます。以上をもちまして私の説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木恭一君) 次に、日本放送協会の補正説明をお願いいたします。

除にした有線放送のラジオ受信者三千万に對しましては全額免除とし、貧困な身体障害者世帯四十五万や、盲人につきましては、全世帯に對しまして、その経済的社会的事情や放送利用の重要性にかんがみまして、ラジオ受信料全額免除の対象にいたすこととし

○(参考人(清上銚君)) ただいま議題となっております日本放送協会の昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして御説明申し上げます。機会をお与え下さいました御配慮に對しまして厚くお礼申し上げます。

協会は、公共放送の使命を達成する金に九億三千万円を充当する措置をと

ております。これによりまして、三十六年度における受信料減免件数は百四十五万件、減収総額は約十五億円になります。

さらに、建設計画の積極的な推進をはかるために、受信料収入から建設資

ることにいたしております。

これらの点を三十六年度の事業計画の基礎として、その遂行に万全を期する考えであります。

それでは、まず建設計画から申し上げますと、ラジオ放送網及びテレビジョン放送網の建設を中心として計画を進めるとともに、老朽施設の改善や地方局における演奏所、放送機器等についても整備をはかることにいたしまして、総額九十三億八千九百万円を計上しております。

ラジオ放送網におきましては、中継放送局の建設十局、第二放送の増設十局、放送局の増力の完成六局、着工一局等を予定しております。これにより、年度末の全国総世帯に対するカバー率は、第一放送九七・七％、第二放送九七・五％となります。

また、テレビジョン放送網につきましては、総合テレビジョン局の建設完成七局、着工一局、教育テレビジョン局の建設完成十四局、着工十一局を予定いたします。局地的な受信の困難な地域についても近く決定を予想される周波数割当計画をも考慮しまして、極力改善に努めることにいたしまして、小電力局の建設四十局の完成と十局の着工等を予定いたします。これにより、年度末の全国総世帯に対するカバー率は、総合放送において八四％、教育放送において五四％となる予定であります。

その他、ラジオ、テレビジョン放送網の進展やテレビジョン放送時間の拡充に即応して、演奏所や放送設備機器の整備改善等をはかることとしておりますが、これらの建設計画に要する資金九十三億八千九百万円につきまして

は、そのうち四十億二千九百万円は減価償却引当金、売却固定資産代金及び先ほど述べました受信料収入充当の方法により自己資金を充てることとし、残額五十三億六千万円は、放送債券及び長期借入金によることにしております。

次に、事業収入について申し上げますと、まず、受信契約者につきましては、ラジオ受信者は、三十五年度と同様百六十万の減少が見込まれますが、これに免除範囲の拡大による減少七十一万を加えて、二百三十一万の減少を予定しております。一方、テレビジョン受信者につきましては、二百万の増加を予定しております。これにより、ラジオ収入九十八億八千七百四十九万、テレビジョン収入二百六十九億四千万、合計三百六十七億九千四百二十九万の受信料収入を見込み、このほか交付金関係収入一億三千四百三十三万、雑収入二億二千四百四十一万を合わせ、三十六年度における事業収入総額は三百七十一億一千九百二十六万円を予定しております。

これらの収入から、前に述べましたように、約十億円を建設資金に充当するほか、約七十四億円を法定積立金、減価償却費等の必要経費に計上し、事業運営費としては約二百八十七億円を充てております。

事業運営計画のおもな事項といたしましては、まず、ラジオ及びテレビジョンの放送番組につきまして、その刷新と拡充に努めることといたしておりますが、特に、テレビジョンにつきましては、総合テレビジョンの放送時間の二時間の増加、教育テレビジョンの放送時間の一時三十分の増加を行

ないます。ほか、ローカル放送を拡充いたしまして、受信者の要望にこたえることといたしております。また、国際放送におきましては、アフリカ向け放送の新設や一般向け放送の拡充を行ない、諸外国との親善に寄与する考えであります。

一方、受信者に対する施策といたしましては、低普及地域の開発を積極化いたしまして、テレビジョン難視地域救済策の一環としての共同受信施設への助成を拡充することにいたしております。また、教育放送の利用促進をはかるため、僻地の小・中学校に対して学校放送テキストの無料配布についても計画しております。さらに、受信者の切なる要望にこたえますため、受信料の集金期間を従来の三カ月から二カ月に短縮するとともに、受信料前納者に対する割引を実施することといたしております。

最後に、経営管理につきましては、業務の合理化により極力経費の節減に努めることといたしますが、事業計画の円滑な達成と将来にわたる財政の安定化をはかることを目標といたしまして、新職員制度の採用、職員の教育訓練の強化、給与の改善、退職手当の資金積立等を実施することといたしております。

以上、昭和三十六年度の事業計画のあらましを申し上げておきたいと思いますが、協会のいたしましては、わが国の発展と国民生活の向上に伴いまして、ますますその使命の重大なることを銘記いたしまして、従業員一同総力を結集いたし、目的の達成に努力する所存でありますので、委員各位の一そ

の上、何とぞすみやかに御承認下さいますようお願い申し上げます。私の説明を終わらせていただきます。

○委員長(鈴木一君) 本日は、趣旨説明聴取にとどめることにいたします。

○委員長(鈴木一君) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は、どうぞ順次御発言を願います。

○森中守義君 この機会に大臣に二、三承っておきたいと思ひます。もちろん、審議の日程がさらに長く残されておりますから、きょうは主要点についてお尋ねして、後日に譲りたいと思ひますが、三十三年、あるいは四年であつたかと思ひますけれども、現行の三十万円になつたときの審議の際に、当時の寺尾郵政大臣は、それから前の大塚局長が私の質問に対して、大体制限額というのは幾らが正しいのか、こういう質問に対して、三十万円が適当であらう、こういう答弁があつたのです。ところが何年も出ずして、今回二段がまえの改正案になつております。もちろん私はその当時、今から何年間三十万円でいいかという質問はもとよりしておらなかつたのですけれども、こういうふうに数年を出ずして次から次へ法律改正が行なわれるというところは、それ自体簡易生命保険の正常な経営あるいは見直し、こういうものがあまり省側において正確にお持ちでないような気がするのです。従ひまして、本年の四月一日から来年の三月三十一日まで三十万円で、それ以降は自動的に

に五十万円で、こういうような改正のようでありまして、一体前のそういう答弁と、今回五十万円を出しになった意味合いから判断をして、幾らであれば一番正しいのですか。と申しますのは、またこれが数年を出ずして法律改正が行なわれる、こういうことも過去の実績から言えると思うのです。従つて、そういうことに対する正確な見直しをこの際承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小金澤照君) 現在昭和三十六年の三月十四日、これは実はまだ二十五万円で、最高が二十五万円でありまして、私の承りました経過によりまして、昨年の通常国会におきまして三十万円にするという大体内意があつたやうであります。法律案提出して御可決をいただかずに、そのまま二十五万円でございまして、そこで、この法律案の可決、それから法律になつたとき、大体四月一日を予定いたしておりましたが、そのときから来年の三月三十一日まで三十万円でいたしまして、来年の四月一日以降は最高額は五十万円で、保険に加入することができるといふ建前になつておまして、今おっしゃいましたように金額が年々変わる、これはまあことしから見ますと、実は年々変わるものでありまして、そういうのは一定の方針がないのじゃないかというふうなお説であります。が、郵政省におきましては、単独でこれを出したわけではございせん。で、各方面の御要望、この簡易生命保険を利用される各方面の御意向、特にもう一昨年にあります、三十四年の十月には郵政審議会において、もう五十万円でいいという方が適当じゃない

か、こういう御答申といいますが、御意見も郵政省で承知いたしております。

そこで、今先生がおっしゃったように、二十五万円からまあことしは、昭和三十六年度は三十万円、七年度からは五十万円になるが、一体見通しをどう立てておられるかというお説でありますが、私も郵政省へ参りまして、この保険のことをいささか勉強してみますと、民間保険との関係、また経済の伸張率から参りまして、いさしくも保険と名前のついたものについては、最高額が簡易保険でも五十万円くらいがもう適当な生活環境なり経済環境ではないか、こう判断をいたしましたので、こういうふうな取りまとめをいたしましたので、計数的に何十万円になるかということは非常に困難で、あるいは事務当局から説明があるかもしれせんけれども、まあ自動車損害保険なんかもやはり五十万円になっておりまして、まあ経済が許せば、簡易生命保険でも五十万円までくらいは天井を上げておいた方がいんじゃないか、上げべきものじゃないか、こういうような考えで、郵政審議会等の御趣旨に沿って、これを本法律改正案のように取りまとめたい次第でございます。

○森中中義君 郵政大臣は、適当であるというところは、いわば政治的な発言でしよう。それ以上問詰める意思はないのです。ただ私が過去この問題に關係をした記憶からいいますと、数年前からおおむね五十万円くらいにしないで、ちやならぬと、こういう御意見は郵政省内部はもちろん、關係方面において相当強かつたんであります。そこで、おそろくこの五十万ということに

明年からなるわけですが、所定の目的はこれで達することになる。さらば五十万が一体来年を起点として何年持続できるのか、また五十万の制限額であるならば、簡易保険事業というものはいささかも不安のないような経営の状態で置かれるかどうかという、いわゆる大臣の政治的発言である。適当であるというところではなくて、具体的内容をお聞きしたいので、これは大臣からは多少無理かも知れませんが、局長おいでになるから局長からでもけっこうです。それと、この五十万はこれから先何年くらい持続できるのか、つまり法律改正をしなくても五十万で何年間もつていけるか、その辺の見通しを明らかにしておいていただきたい。

○政府委員(西村尚治君) 簡易保険の最高制限額を五十万円にするのが至当であろうというところは、ただいま先生もおっしゃいましたように、かねてから各方面からの御要望、御意見であつたわけでありまして、これは計数的に申し上げますと、大体今の貨幣価値から勘案いたしますと、加入者の老後の生活費、あるいは加入者が死亡いたしました遺族の生活費、こういったようなものを考えますと、大体厚生省、労働省等の統計によりまして、六十万から七十万くらいが必要だという計数が出るわけでございます。それから先ほど大臣にもちよつとお触れになりましたように、自動車の事故によりまして死亡しました場合の損害賠償額が五十万円というところになっております。それから公務員が災害を受けまして死亡いたしました場合の補償額が大体六十万円、

労働者の場合も大体その程度補償されております。そういったような關係から見まして、まあ五十万から六十万程度というところが妥当であろうという結論が出るのでありますけれども、ただ、簡易保険の制限額を一挙に高額に上げますことは、御承知のように、今民保と競合状態にあるわけでありまして、民間保険に非常な急激な影響を与えるおそれがある。そういったような關係も勘案いたしまして、五十万円というこの結論が出たわけでございます。

これを今後いつまで五十万円に据え置くかという御質問のようでございしますが、私どももいたしましては、これで経済事情に非常な著しい激甚なことがありません限りは、ここ当分、少なくとも数年間は据え置けるのではないかと、いまあつた考えを持っております。ただ、これは、実はその経済界の見通しその他との關係から、この何年間は据え置きますという確信のあの御答弁はいたしかねるのでありますけれども、少なくとも数年間はこれで大丈夫であるというふうな考えでおる程度でございまして、長期計画、これから十年計画を目下省において検討しておりますのでありますけれども、その中で十年間には制限額の引き上げというところは考えていないのであります。ただこれは私たちがだけの作業の中身を申し上げただけでございますが、ここで確信がある答弁をいたしましては、少なくとも数年間は大丈夫でしようという程度しか申し上げられませんが、これを御了承願いたいと思ひます。

○森中中義君 大へんどうも奇妙な言い回しで、のみ込めたようなのみ込めないうような感じがいたします。私は、少し具体的な問題になります、御案内のように、近來の政府のいわゆる経済施策の中心は所得倍増ということでありまして、加えてまた格差を漸次縮小していく、しかも国家経済の成長率は九・二%を基礎にする、こういうことが政府の方針として経済政策として出されていくわけですから、あるならば、今回のこの五十万というものは、当然国会に法律改正を出しになる以上、一応これから先の日本経済はどうなるか、国家経済はどういうふうな成長していくか、それが国民生活の構造にいかなる影響をもたらしていくか、そういうことが一応積算の根拠にならないと、五十万という正確な数字は出てこない。もちろん、こういうことは一つの面を見た問題であります。しかし郵政大臣が政治的な答弁として、五十万程度が適当であろうというところは、これはいたしかねる、そのまます承してもよい。しかし局長の答弁としては、今私が申し上げたような国家経済の成長の率あるいは国民所得の向上、まあこの辺の重要な経済上の見通しというものが、郵政省の事業経営と巧妙にマッチしておらないか、答えて出てこないんじゃないかと思う。その辺に話が応じられていけば、保険局長のお答えは、あまり五十万に對するきわめて正確な其調がないような感じがいたします。

そこで議論が多少発展いたしますが、今局長のお答えの中には、六十万ないし七十万くらいが——いろいろなことを考慮に入れないで、そのものずばりで統計を出したならば、六十万、七十

万程度にいろいろな感じがするかと、こういうお話も出ております。そうなりますと、結局ほんとうは五十万ではなくして六十万、七十万が、今日の時点に立つて簡易保険の最高制限額としてはきわめて妥当な適当な数字である、こういうふうには言えないのですか。

○政府委員(西村尚治君) ただいま私の御答弁申し上げました点で、舌足らずのために少し誤解を招いたふしがあるようでございしますが、私は六十万、七十万、まあ客觀的に見ますと、災害補償法などでは六十万、七十万という線が出ておりますので、それくらいはまあ老後の生活費、その他遺族の生活費など考えますと必要かも知れませんが、ただこれは無審査保険でございしますので、あまり一挙に金額をふやしますと、逆選択のおそれもあるという点も、事業経営上これは大いに警戒しなければならぬのでございします。そのことと、もう一つ、先ほど申し上げましたように民間保険に及ぼす急激な影響というふうな点を考えまして、現段階においては、郵政審議会の答申にもございまして、やはり五十万程度が妥当だ、適当だというふうな考えでおるわけでございます。それから今私どもの方で作業を続けております長期計画におきましては、国民所得の伸び、国全体の経済力の伸び等を勘案いたしまして、実は内部的な考えをいたしましては、少なくとも十年の間は五十万円をさらに引き上げるといふ意圖は盛り込んでいないのでございします。ただ私がそこでそう言い切つてしまふと、あのときにあつた言いわけ

ではないかということになってまいり

ないと思ひまして、実は大事をとりまして、まあ経済界に非常な激変がない限り少なくとも数年間は大丈夫だと思ひますというふうな、大事をとって申し上げただけでございます、事務的な作業といたしましては、少なくとも十年間くらいは引き上げる必要はないのではないかと、いうふうな実は考えておる次第でございます。

○森中守義君 西村局長の、どうも十年間というのは、私は御訂正になった方がいゝじゃないか。なぜかといひますと、これは後ほどまた資料をお出しただきたいと思ふのですが、今まで私どもがこの問題を客観的に見てきた場合に、いわゆる三十万がいゝか、四十万がいゝか、五十万がいゝか、いわゆる線の引き方というものは、必ずしも正確な数字を基調としたものではない。こういうふうには私は判断をいたしております。であるから結局、簡易保険の制限額というものは、いゝば適当であろうという大臣の政治的な答弁に見られるように、いゝば政治的な額なんです。私はそう思う。もしそうでないとするならば、これは五十万でよいという正確な根拠となるべき資料をお出しただきたい。私は明らかに制限額の設定といふことは、正確な統計を基礎にし、数字を基調にした額の設定ではないのではないかと、あくまでも政治的な判断による額の設定である。こういうふうな認識の仕方がおありぬね正當ではないか、こういうふうな思ひます。従つて今局長の言われる言葉は何も私はあげ足を取つてものを言おうと、こういうのじゃないのです、が、そういう過去の経過の中に設定をされてきた制限額というものが、局長

の言われる十年はよろしいということであるならば、これは一つの私は根拠となるような数字というものが基礎になつて額の設定が行なわれたときに、初めて言ひ得ることであつて、そうじゃなくて、やはり政治的な決定ですよ。だからあまり将来の見通しを私の聞き方も多少おかしかったのかもわかりませんが、私が聞いたのは、そうちよこちよこ変えられては困るのだ、どのくらいが適當であるか、今から何年くらい上げないか、こういうことを政治的に聞き出したのだから、今から十年間というふうなことを言われたんじやそれは大へなことですよ。しかも現に六十万とか七十万といふことが局長の言葉の中から出てくる。そういうことを将来にわたつて考えるならば、今の局長は、あまり正確なお答えじゃないからいいにしても、いやしくも国会の委員会の中で十年間はいゝだらうという、こういうあいまいなことは一つお取り消しになった方が先々のためにいいじゃないかと思ひますが、その点一つ正確にしておいていただきたい。

それと、今申し上げたように、これは私の主観を述べているわけですが、間違つてゐるならば、そうじゃない、やはり数字を基調にして五十万が出たなら出た、政治的な判断による設定なら設定、そのいづれかの御答弁をいたしたいのと、それからもう一つ局長のお話の中に、いわゆる民間の生命保険との関係がある、こういうお話ですが、なるほど今日日本に二十社あります。民間業界二十社、そのほか農業共済関係もあるし、かなりわが国の生命保険の市場というものはかち合つてお

りますね、ラッシュの状態である。しかも民間生命においては群雄が割拠して、まことに競争は激烈をきわめておるようです。その中にひとり簡易保険が官業という立場で存在している。こういうふうなわが国の国内における民間生命保険と官業である簡易保険の位置づけといふものは、おのずから一つの保険政策として、もう少し何かの形で一元化をしていくなり、ないしは双方が両立していくような方向がとられないと、民間生命が今回の五十万に對して強く反対の運動を展開している現状から見ても、今日まではこれでも、これから先六十万にする七十万にするといふことで、そのたびごとに私は保険界に相當な混乱が起るのじゃないか、こういうふうに考える。これはもちろん郵政大臣の所管外のことであるかもしれないが、少なくとも保険事業といふその面を通して考えるならば、やはり大臣にも関係がある。一体わが国の保険政策といふものは、現状を肯定していいのか、将来はどういう方向に發展をしていくべきであるか、大臣はどういうふうなお考えをお持ちですか。

○国務大臣(小倉義照君) ただいま御質問の第一点で局長が答へましたが、お説の通りでございます。これは四十万がいゝか五十万がいゝか、これはなかなかかむずかしい問題でありまして、政治情勢、またそのときの経済情勢の見通し等を考えましてきめるのがやはりこの最高限だと私は解釈しております。ただ局長は事務的にいろいろ積み上げたから見ますと、現在の二十五万円から見ますと来年の五十万円というのはちよこ倍額になります。

そこで、もう所得といひますか、経済成長率の倍増も連年達するものですか、事務的にはなかなか計算や数字が出ないだらうと思ひます。そこで、もう御判断としては私全く同感であります、今までの二十五万円が少し安かった。ただこれは、詳しい数字はよくわかりませんが、簡易生命保険の平均額十万円にえた程度じゃないかと思つております。民保の方の三十万円、継続五十万円ですか、その無診査の方でしたら二十七、八万円に達しておるやうであります。そういうようなことを考えますと、最高限を上げておくことは必要じゃないかという御意見も出て参りました。しかしこの簡易生命保険、官営の生命保険を利用される方を、やはり相當五十万円前後のものをほしいといふような需要がございますので、これを私どもは五十万円に、これは政治的な経済的な見地から御決定をここでお願い申し上げている次第であります。その点は局長からまた補足があるかもしれないが、私はむやみにあまりしげしげ変えるのも、これはいたずらに各方面を刺激したり、一体簡易生命保険は幾らまで入れるかわからなくなつてしまふおそれがありますので、従来の段階を見ますと、やはりある年間、そう長い間でなく上げてきております。私はお説のような判断に従つてこれからは事務的な作業をして参りたい、こう考えます。

それから第二点の御指摘になりましたやうな、民間、民営の保険あり、農業関係の保険あり、またこの簡易生命保険、官営の保険があるというやうなので、全くその保険がたぐさんあり過ぎて、無理な競争をしているのじやないかというお話も出ました。一体政府としてはどういふ考えを持てるかというところでございますが、まことにお説はごもっともで、これはあまりきびし過ぎる競争をされても困るのであります、ただ、わが国の保険の発達過程から申しましても、また簡易生命保険の創設の因縁等から申しましても、これはあくまでも民営の保険が先であつて、補完的な意味で官営のこの無診査の簡易生命保険を創始したように私は伺つております。そういうやうな関係から、その分野を考慮して、今局長はお答へ申し上げたと思つておりますが、今あるがままの姿で私は必ずしもよろしいとは思ひておりません。しかし、それれれ今日まで發展してきた過程等もございまして、今需要者の方からごらんになると、ちよことわづらわしいやうないろんな種類があるといふお考えも持たれるかと思ひますけれども、これは民間保険を監督いたしております大蔵省あるいは農林省等とよく相談をいたしまして、これは運営上ごちよこないことをなるべく除去いたしておりますやうな次第で、御指摘の根本的に一体どうするかということにつきましては、官営の簡易生命保険は補完的な立場で出発いたしましたので、それらの性格問題から掘り下げて考えて参りたいと思ひます。非常に重要な根本的な問題でありますので、十分考えさせていただきますと思ひます。

○政府委員(西村尚治君) 先ほどの先生の御質問を少し早合点いたしました、それにこたわり過ぎたやうでございますが、実は私の申し上げましたのは、事務的な作業におきましては、十

年くらいは一応五十万円据え置くというところで作業を続けておりますと、ただそれにあまり確信はございませんで、少なくとも五、六年間は引き上げなくてはならないと思ひますというふうな申し上げたのでありますけれども、これは裏を返して別な表現にいたしますと、五、六年もたちますれば、経済情勢、政治情勢が変わるから、あるいはまた改定という必要も起るかも知れませんが、そこはともいふ方を、先生の御趣旨を早合点して、こたわりましたためにそういう表現をしたのであります。十年間絶対にこれに据え置くのですという趣旨ではないというのを一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○森中守義君 私は、大臣の今の答弁です、少し物足りない。なぜかといひますと、郵政省の場合は、一応積算をしてみて、五十万なら五十万、六十万なら六十万、七十万なら七十万、というふうな将来正確な数字が出ますね、で、その出た数字を基礎にして法律改正をしよう。そうすると物理的にこれに対抗する勢力が出てくるということ、それが民間生命保険です。だから郵政省が出した正確な基礎数字、これだけなければいかぬとする数字が、具体的に法律改正の段階になると、容易にそれが実現できない。何となれば、すでに五十万という話が出たのは、これはもう去年、あるいはことしのことではない。私も早くから五十万が適当である、こういう認識がある。しかし目標を五十万に置いて、五十万でなければならぬとおきながら、二十万が二十五万になったり、さらに今

回のように段階刻みである。もちろん私は先例があるかどうか、まだ調べておりませんが、三十七年度分まで今回の法律改正の中に入れておくというとは、立法技術としても必ずしも適当な方法ではない。なぜならば五十万とできないか。ところが大蔵省、あるいはその他関係の与党の部会あたりの意向等が相互に衝突をして、立法技術としても必ずしも適当でないようなところに妥協しておる。これが実は今日までの制限額を引き上げに伴う法律改正の経過だろ、と思う。こういうふうなものを見てくれば、やはりわが国の保険政策はどうあつた方がいいか、ことに先刻申し上げたように、民間二十社、それと簡易保険、あるいは農業関係の保険、こういうありあけにも、もちろん外国と比べてわが国の生命保険業が多いかどうかといふのは、今こゝで私は資料は持ちませんが、国内の現在の保険事業のうち生命保険事業の状態を見た場合に、相当事情は窮屈になつてきている。顧客の選定にみんないふてゐる。そのために簡易保険が五十万なければならないというところが理論的にも、政治的にも、あるいは一たん契約者の立場に立つても、当を得た法律改正であるにかかわらずそれができない。この現実をどう見るか、その答えをどう出していくかといふことになれば、おのづから政府が保険政策はどうあるのが正しいか、こういう基本的なものが正しい、今まで繰り返されてきたことを今後私は繰り返すことになる。この意味は大蔵省の方で私は御了承いただけたと思ひます。そこで将来の問題として、

保険局長は十年から六年にする、これであつた三年ぐらいになるかわかりませんが、まああまり将来のことはここでは触れないにしても、やはり正確な数字を出して、それでなければならぬ、それでなければ簡易保険事業の運行はできないというたんなびにきつたときに実現ができないという場面が、すでに今日起つてゐると思ひます。そういう意味で郵政大臣も保険政策はどうした方がいいか、私はやる方法は幾らもあると思う。大臣としてどういうような政策をこれから先おとりになりますか。まあこれは大蔵大臣あたりにも十二分に御検討賜ふことがより適切であらうと思ひますが、この場における御所見としてお話ししていただきたい。

○国務大臣(小倉義照君) この五十万円にきまりましたが、さつについてお尋ねがありました。これは私は二十五万円から一ぺんに五十万円にするというよりも、やはり段階を追つてやういふ方がいいか、そのものずばり五十万円にしてもいいし、また今二十五万円です。三十万円にして、その五十万円を明示しておくという立法をして私は差しつかえないと思ひます。それから民間保険とのいふような保険のちがひを申し上げますが、そういうこともございしますが、やはりこれは民保は民保の分野があり、簡保は簡保の分野があつて、それだけの立場でこれは老後の備えあるいは貯蓄という形にあるのでありまして、一がいにとつちかにしてしまふということは私は考えないでいい。簡易保険の発生した原因も、社会事情、経済事情等から見ま

して、やはり私は併存していいと思つております。ただその場合において金額の調整であります。これはただいまのところ、民保はやはり無審査は初年度三十万円、次に五十万円までふやすことが、この改正にあたりまして、私は三十万円を翌年五十万円というところが妥当だと考えたのでありまして、保険政策の基本につきましては、私人の考えを申し上げることはいいがかと存じますので、これは関係大臣とも申しますか、政府において総合的に研究いたして参ります。

○森中守義君 まあそれはきょうはそれでいいでしょう。もう一つ聞いておきますが、昨今与党もまた私どもの方でも、社会保障制度の確立ということ、しかもそれはきわめてすみやかな機会に、より完璧なものを実現していこうと、こういう趨勢にあります。で、そうなりますと、たとえば本年の四月一日から実施される国民年金、その内容が、悪いの批判は別な機会にするとしまして、あの種のものごとの政策として実行され、具体的な問題として国民生活の中にいり込んでいく、そういう過程の中に簡易保険事業というものは一体どういふような立場に置かれますか。現在のままではどうか、あるいは社会保障制度確立の趨勢の中に、それに対応するような事業の改革を私は思ひます。これは私はこれから先のわが国の社会保障の問題と簡易保険事業にきわめて重大な連鎖性を持つと思ひますが、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(小倉義照君) まあ社会保障の問題は手広く、また手厚く行き渡ることが一番望ましいのでありまして、この国民年金と簡保との関係なども、国民年金の方が、これはまああつたかなように聞いております。やはり簡保といへども、保険はどこまでも保険でありますから、養老保険のほかにこれは生命の終わりにもあつては、遺族その他のあとのための金でございまして、私はこれはまあ併存に思ひます。なお、補足的に簡易保険局長から説明を申し上げます。

○政府委員(西村尚治君) 国民年金との関係でございしますが……
○森中守義君 いやいや国民年金だけでなく、今いろいろありますからね。
○政府委員(西村尚治君) 一つには国民年金をおっしゃつたようでございますが、これはただいま大臣が述べたになりましたように、まあ国民年金が完全に実施されても、これによる給付額にはおのづから限度があるわけでございます。これによって国民の老後、生活がすつかり安泰になるというものではないわけでございます。老後の生活を安泰にし経済生活を向上させるためには、国民年金にさらにプラスして自分の責任と努力に基づいて長期の生活設計を自分で考えなければいかぬ、そこに任意保険である簡易生命保険の存在価値が今後続くものだというふうな、まあ国民年金制度との関係においては考えておるわけでございます。もう一つは、あるいは民間保険と、

まあそのほかの社会保障との関係ということになりますと、社会保障は全部国の一般会計で施策をするものだと思いますけれども、簡易保険は社会政策的の関係から見ますと、実は完全な社会政策遂行そのものでもないわけでございます。と申しますのは、一般

きましては民保との共存共栄の実を上げながら、ある程度の社会政策的な使命を果たしていく、まあそこにもどうも表現がまずいのですけれども、簡易生命保険の使命を今後も引き続き考えていくべきではないかというふうに考えておるわけでございます。

○森中守義君　今、私の質問は多少議

論にもなりませんし、またこの次の機会に譲りたいと思いますが、ただ付言しておきますのは、今局長の御答弁になつたような趣旨とちよつと違うので

す。要するに、だんだん社会保障制度は多少の伸縮性、長短はあろうけれど

がありましたので、読むひまがありませんでした。

○森中守義君 郵務局長、あなたごら

んになりましたか。

○政府委員(板野学君) 読みました。

○政府委員(桂宏君) 読み終した。

○森中守義君　そこで、私はもちろん

あまり刑事訴訟法あたりもよく調べて

来ておりませんが、この中に「試験通

「信」によって、犯人を逮捕する手がかり

りとして、こういうことと、それから

記事の中で「なかにはパンツ一枚で捜

素が終るまで待たされたものもい

る「人格侵害」である。この言ひは、
おのづから東京郵政監察司の

第一部第二課長ですか、この人が「な

んでもない人にいやな気持ちをいだか

せたのは気の毒だと思っている。「こころ

いう記事が出ております。この記事は

● 事実と相違ありませんか。

○政府委員(莊宏君) にお答えいたしました。

東京監察の第一果敢が新聞記者と對

所掌でございますので、その意味に従ってやうな次第でございます。

○森中守義君 どうも御答弁が次から次に先回りして困るのです。私は今監察局長の言われる事実行為はどうかというのを聞いておるのじゃない。要するに試験通信というものは一般的に言って準備すべき法律は何なのか、だから、事実行為ならば監察局長に聞きます。ところが郵便法を所管する郵務局長にお尋ねしているのは、一般的に問題としてどうなんだ、そういう行政行為が何によって保証されているのか、こう聞いておる。事実問題と一般論と違ひのです。郵務局長からお答え願います。

○政府委員(板野學君)先ほどお答えいたしましたように、郵政省の設置法の中にございまして、郵務局の所管事項の一つとして行なわれておりますものでございまして。

○森中守義君 設置法の何条ですか。

○政府委員(板野學君) 設置法の第八條に「郵務局においては、左に掲げる事務をつかさどる。」ということで、郵便の運営計画を策定するとか、実施するとか、そういうような郵便のいろいろな計画を立てるというふうな仕事、所管事項としてあるわけでございます。そして、そういう計画を立てる上に必要な行政行為と申しますか、それがこの法律によってできるということになつておるわけでございます。

○森中守義君 私は別にここで試験通信の法律問答を中心にしてゐるのではないので、そう深くあれませんが、なるほど一般的に見て郵務局の所掌事務の一つの範囲としてやるといふ意味でやうなと解釈をしてもいいでしょう。

う。しかし独得の行為としての試験通信というものは、何かよるべき法律があるんじゃないか。あるいはまた、ただこの解釈だけでそういう行為をもちろんやれないこともないでしようが、その準備になるべき法律は何かと聞いておるのだから、もう少し正確にお答えできませんか。

○政府委員(板野學君) この設置法の第八條の規定によりまして、所掌事務といたしましてそういうことがやれる。そういう根拠に基づきまして、普通のいわゆる切手を張って出す有料の郵便で出す場合もございまして、また無料の郵便で出す場合もございまして、そういう行為というものは郵便法によってできるといふことでございまして。

○森中守義君 そうしますと試験通信という特定の行為というものは別に定められてはいない、郵便法にもなければ規則にもない、こういうことですね。だからもっと正確に言うならば、郵務局長が通達なら通達でこういう特定の行為をやつてよろしいと、そういう措置をとつたならとつた、あるいはいつと以前にとられてゐるならとられてゐる、そういう簡潔に答えてもらえたいのです。

○政府委員(板野學君) 八條の項に基づきまして、郵務局としてやり得る仕事の範囲内におきまして、そういうことを部下に命じたり、あるいは郵政局等に基づきまして、これは普通の公達ではございせんが、普通の命令を出してやらせるということになる次第であります。

○森中守義君 どうも少し質問と答弁がちぐはぐになつてゐるのですが、私が最初から準備法は何かと聞いていた意味は、試験通信という特定の行為だから、何かの形でたとえ法律とか規則とか、あるいは政令とか通達とか、そういうものによるものによらなければ、ただ勝手に現場の方でどういふ仕事をやる、ああいう仕事をやる、というふうな思ひつきでどういふこととはやれないはずなんです。何かよるべきものがあるんじゃないかと聞いておるのですが、もっとその辺をうまく理解してもらつて、いや、それは通達によつたんだと、その通達はいつ出たんだと、こういうふうにお答えいただく、非常に簡単に済むんですよ。

○政府委員(板野學君) 本府でもやっておりますが、本府でやるものにつきましては、起案、立案をいたしましてそういう仕事をやる。それから地方あるいは郵便局におきましては、通達をもちましてこれをやらせるようにするといふことで、そのつどこれを通達でやるというのじゃなくて、そういうことが仕事の一端であるという意味において、通達で地方におきましてはやるというところにございまして、私ただかといふことに基づきましては、私ただいま資料を持っておりますので、のちほど調べたいと思つております。

が最初から準備法は何かと聞いていた意味は、試験通信という特定の行為だから、何かの形でたとえ法律とか規則とか、あるいは政令とか通達とか、そういうものによるものによらなければ、ただ勝手に現場の方でどういふ仕事をやる、ああいう仕事をやる、というふうな思ひつきでどういふこととはやれないはずなんです。何かよるべきものがあるんじゃないかと聞いておるのですが、もっとその辺をうまく理解してもらつて、いや、それは通達によつたんだと、その通達はいつ出たんだと、こういうふうにお答えいただく、非常に簡単に済むんですよ。

○政府委員(板野學君) 本府でもやっておりますが、本府でやるものにつきましては、起案、立案をいたしましてそういう仕事をやる。それから地方あるいは郵便局におきましては、通達をもちましてこれをやらせるようにするといふことで、そのつどこれを通達でやるというのじゃなくて、そういうことが仕事の一端であるという意味において、通達で地方におきましてはやるというところにございまして、私ただかといふことに基づきましては、私ただいま資料を持っておりますので、のちほど調べたいと思つております。

○森中守義君 突然な質問ですから無理もないと思うのですが、私が関係者から聞いたところでは、ずいぶん古い通達で、それが試験通信を行ない得る基準になつてゐるというふうに聞いておりますが、今の答弁と大体会合いませんけれども、それに間違いありませんか。

○政府委員(板野學君) 大体間違ひないやうに存じますが、まあ古いか新しいか私もちよつとここに資料がございせんので、大体そういう先生のおっしゃつたやうな方法でやつてゐると存じております。

○森中守義君 そこでその通達によるのだといふことがはっきりいたしました。したが、その通達内容を見ておりませんから、私も内容を見ておりませんから、あまり正確にどうであるという断定的な質問ができないのですけれども、実は私も試験通信というものはときどきいたいただきます。ただ事実が違ひのは、切手が張つてない。有料の方じやありませんよ。通信事務なんです、あれは。私も今まで五、六回、熊本とこちらでちよつといたことがありますが、あれども、みんなこれは通信事務なんです。そういう意味では局長のお答えは多少違ひのですね。そういうことはいはして、この試験通信の目的というものは、私がいたいた内容からすれば、何月何日に君がにだれそれから出された手紙がいつ着いたとか、こう聞くことが主として中心になつてゐる。いわば通信探訪とでもいいますか、本来ならば係官が見えてお聞きになつたところを手紙で来るわけですから、いわば通信事務の正確を期するたために、どつてか滞つたりあるいは紛れか調べるのが、この試験通信の目的であらうと私は思うのですがどうですか。

○政府委員(板野學君) 先生のたいていとおっしゃつたのはたぶん通信探問のことかと存じますが、通信探問におきましては、おっしゃいましたように無料でいわゆる通信事務を行ないますけれども、試験通信は大体有料の普通通信をもつて行なわれるということになつてゐる次第でございます。

○森中守義君 なるほどそういうやうなことになるかと、また別途になるというわけですね。要するにその通信探問にかかわるやうなもので、試験通信というものは全然別のものでいいですか。

○政府委員(板野學君) 大体目的が、通信探問におきましては、ただいま先生がおっしゃいましたやうな切手、手紙が着いたのかというやうな事項を内容としていたしております。試験通信におきましては、これはもつぱらこの郵便物がどつてからどつてまで何日配達されたかというやうなことを、いわゆる送達時間というものに重点が置かれてやるものが試験通信でございます。

○森中守義君 そういう御説明でよくわかりました。それで今ここにありませんか、その試験通信をやつてよろしいという通達は。

○政府委員(板野學君) ただいま手元にございせんので、別の機会にまた……。

○森中守義君 資料として、委員長にお願いいたします。できるだけ早い機会に今の通達を提出していただきたいと思ひます。

○委員長(鈴木一君) よろしゅうございませう。

○政府委員(板野學君) よろしゅうございませう。

○森中守義君 それでは今資料をいたした上でさらにお尋ねすることにしたんですが、今試験通信の態様の説明がありました、これはいわゆる試験

○森中守義君 それでは今資料をいたした上でさらにお尋ねすることにしたんですが、今試験通信の態様の説明がありました、これはいわゆる試験

○森中守義君 それでは今資料をいたした上でさらにお尋ねすることにしたんですが、今試験通信の態様の説明がありました、これはいわゆる試験

○森中守義君 それでは今資料をいたした上でさらにお尋ねすることにしたんですが、今試験通信の態様の説明がありました、これはいわゆる試験

○森中守義君 それでは今資料をいたした上でさらにお尋ねすることにしたんですが、今試験通信の態様の説明がありました、これはいわゆる試験

○森中守義君 それでは今資料をいたした上でさらにお尋ねすることにしたんですが、今試験通信の態様の説明がありました、これはいわゆる試験

通信であつて、きょうこの新聞に出て
いるように犯罪捜査的な、そういう多
目的な試験通信であつていいのかわ
か。その点どうですか。今郵務局長
のお答えの限りにおいては、あくまで
どこからどこまでは何日で着く。差
出人から受取人の手に渡るまで何日
何時にかつた、こういう業務運行上
に必要な資料を整えるための試験通
信であつて、まあいふならば一種の
制限をされておる。そういう制限目
的の通信の中に言われているんじや
なからうか、こういうふうに思われ
ます、その点どうですか。

○政府委員(板野學君) 郵務局で
行なつておられます試験通信といふ
通信探問につきましては、先ほどお
答えした通りであります。郵便の
サービスをどのような方法で官庁な
り、一般の国民なりがお使いになる
かといふことにつきましては、郵便
法上の問題でございます。郵便法上
許されておる方法につきましては、私
はこれを利用しても差しつかえないん
じやないかといふふうに考へておる
次第でございます。

○森中守義君 ちよつと今の答へよく
わからなかつたのですが、要するに、
さつきから申し上げておるように、
局長のお答えからするならば、差出人
から受取人まで何日何時にかつた、正
確に着いたかどうか、そういうものを
業務運行上の資料にするために試験通
信といふものが行なわれる。従つて、
一つの目的に制限をされているじや
ないか、こういうふうに私は解釈を
するのです。その通り間違いありませ
んか。

○政府委員(板野學君) 郵務局で行

なつておられます試験通信といふもの
はそういう意味でございます。

○鈴木強君 ちよつと関連して。大体
試験通信とか通信探問とか、大体二つ
あることはわかりましたが、そこで試
験通信の場合は、具体的に新聞に出て
いるのを見ますと、東京中央郵便局の
切手普及課にあつたもの、この試験通
信をやる場合の差出人、それから相手
人といふのは、これはおもしろいとい
ふところを使つておられるのですか。一
般の人にばつとやつてもよくわから
ない。通信探問のような場合ですとわ
かりますけれども、手紙が来ても、い
つ着いたかといふことをはつきり記憶
できません。こういうふうには差出人
のおられますか。

○政府委員(板野學君) これはおの
の、特に受取人の方につきましては事
前にお願ひをいたしまして、こういう
ような郵便物が来たときには、これは
何日の何時にこれが着いたのかとい
う御返事を願うようにいたしておるわ
けでございます。

○鈴木強君 差出人は。
○政府委員(板野學君) 差出人も適
当なる名前を使うといふことに相なる
わけでありませう。

○鈴木強君 この場合はどうなりませ
うか。あて名は切手普及課になつてお
りますが、差出人の場合は、犯罪捜査
の一つの手段として試験通信といふもの
を使つておるので、その場合の差出人
はどうなつておられますか。

○政府委員(板野學君) 私は、東京中
郵の今回の新聞に載つております「試
験通信」がはたして私どものやつてお
ります、いわゆる試験通信であるか

どうかといふことにつきまして、まだ
私は定かにはいたしておりませんが、通
常には私も郵便局に従事しておるそ
の人のあつて試験通信をやるというこ
とは意味がないから、民間の人に配達
されていくといふような方法でやつて
おるわけでありませう。

○政府委員(莊宏君) ただいま記事に
あります「試験通信」といふ言葉、こ
れは郵務局長がおっしゃつた意味の試
験通信と言葉がうまく分解できない。
聞き分けて使えないがために新聞記事
を書く場合に「試験通信」といふ表現
になつたのだと思ひますが、私も監
察局の仕事としましては、通常テスト
と称しておるのでございます。それ
で、このテストなるものは適当な差出
人の名前を出すものでありまして、本
件の場合は東京中央郵便局の切手普及
課であつて出しておるわけござい
ます。

○鈴木強君 差出人は。
○政府委員(莊宏君) 差出人はどうい
う名前にしておられますか、私具体的に
は知りませんが、いろいろ適当な名前
を考へてやつておることと考へており
ます。

○森中守義君 それで大体質問をする
中で非常にはつきりしてきまして、
要するに試験通信といふものは特別に
法律の保証はない。いわんや規程、規
則、政令……。郵務局長の通達によつ
てそれが行なわれる。それは非常に
はつきりいたしました。そこで、郵務
局長がそういう試験通信を行ない得る
一つのよるべきものとしては、郵政省
設置法の八条だと言われる。なるほど
八条を読みますと、「一郵便の運営
計画を作成し、及び実施すること。」以

下相当広範に十五項目にわたる所掌事
務があります。それで郵務局長の答へ
からいふ試験通信とは、あくまでも差
出人から受取人に至る経路、所要の時
間あるいは到着したかしないかといふ
事実、こういうことを調べるのと、そ
の調査によつて企画立案運営の資料に
しようといふこれが試験通信の主たる
目的だ、こういう答へであります。私
はその限りにおいて試験通信の問題は
ない。ところが一たん今回のこの事実
問題を中心にして考へた場合に出した
のは、そういう純粹なる試験通信とい
う立場からその問題は起きておりませ
ん。あくまでも犯人を捜査するため、
捜査の一手段としてそういう措置がと
られておる。しかれば、監察局の所掌
事務の中に一体そういうことが許され
るかどうか。ここに七条に「郵政省の
所掌事務に関する犯罪、非違及び事故
(略微なるものを除く)を調査し、及び
処理すること。」こういうことであつ
て、およそ郵務局長が説明された、つ
まり通達を中心とした試験通信の意味
合い、解釈、目的といふものは、監察
にそういうものが適合される条項はど
こにもないといふ、私は、言葉を詰め
て言うならば、明らかに監察局が今
次、事実行為としてそこに現われてい
る措置といふものは、いふぶん意味合
いが違ふ、こういうふうに思ひます。莊
局長どうですか。

○政府委員(莊宏君) 先ほど私が申し
上げました、監察局が出ております
ところのテスト郵便は、ただいま板野
郵務局長から御答へ申し上げました
ところの郵便事業の運営、主管部局とし
ての試験通信といふものではございま
せん。すなわち郵務局通達によつて出

した試験通信ではなくて、全然別建
たものでございます。そしてこれは
ただいま先生が述べになりました、
監察局の所掌事務の事故犯罪の調査を
行なうといふことを遂行するために、
その手段として監察局が十円の切手
張りまして郵便を流してゐる。それが
正確に到着したかどうかを調べるとい
ふことをやつたものでございまして、
郵務局の方の試験通信、郵務局の試
験通信ではございません。たまたま
新聞記事に試験通信といふ文字が出
たために、先生にいろいろ御心配をか
けたことになつてゐるのではなからう
か、かように存する次第でございます。

○森中守義君 そうしますと、これは
今回のこの手段がとられたのは、中郵
の問題に限つたのですか。それとも以
前にもこういうことがありましたか。

○政府委員(莊宏君) 今回は中郵につ
いて行なつたのであります。しかし、
いろいろ郵便が正確に到着するかと
いふことを調べる必要がある場合に
は、しばしばこれを行なつておりま
す。

○森中守義君 それから、そのしばし
ば行なつたとおっしゃるのですが、お
そらく中郵の問題に限つて犯罪捜査を
主たる目的として通信試験、いわゆる
監察にいうテストが行なわれたと思
われぬ。在来、犯罪を捜査するため
に、この種の手段を使つたことがあ
りますか。

○政府委員(莊宏君) 郵便物が消えて
しまふ、なくなつてしまふといふこと
があつた場合に、郵便物がはたして正
確に届くかどうか、なくなるのは、ど
こら辺でなくなるかといふことを調べ

る必要がありますので、私どももいたしましては、従来も、こういったテロ郵便というものを流してみたいことはございます。

○森中守義君 多少ニュアンスは違いますが、大体犯罪捜査のために使ったこともある、こういうように理解していいんですね。

○政府委員(荘宏君) 犯罪捜査と厳密に申せるかどうかはわかりませんが、犯罪捜査に着手する事前の準備的な調べというふうな意味で使っていることは事実でございます。

○森中守義君 そうしますと、もう一つ伺っておきますが、そういう試験通信をやりながら犯罪がひっかかってきた。それでそれが、要するに犯人が起訴されて裁判にかかった事実がありますか。

○政府委員(荘宏君) テスト通信の結果、どここの郵便局で郵便物がなくなるということがある、なお、そこを詳しく調べてみた結果、ある特定の人物が犯人であるという、容疑者であるという確信が深まりました場合には、刑事訴訟法の手続によりまして逮捕状を請求するにつきます。もちろん逮捕状を請求するに付きますのは、それ相当の根拠がなければならぬことはもちろんでございます。

○森中守義君 その事実があったかどうかを聞いています。今のあなたの答弁は、あくまでも一般的な理屈であって、事実に対する答がされていない。

○政府委員(荘宏君) 失礼いたしました。そういうふうにして、テストをやりました結果、逮捕状請求にまで至って逮捕した事例はございます。

○森中守義君 事例があって、判決が

出たでしょう。要するに起訴になったはずだから。その判決の中に、こういう行為は、刑事訴訟法上許されるという判例がありますか。

○政府委員(荘宏君) 郵便物を窃取したために有罪になった者は、多数でございます。その判決の中で、またまたその者が、このテスト郵便の關係で調べあげられていったというものにつきましても、別段判決の中で、そのことに言及しておるものはないと、かように考えます。

○鈴木健君 ちょっと。少し整理をしてお答えいただきたいと思うのですが、その試験通信というのは、本来第八条何項かによって規定される一般郵便業務の円滑な疎通が行なわれているかどうかという立場に立っての試験通信。一方、監獄局でやっているテストというものは、これはやはり試験でしよ

うね、ためすことですから。まあ新聞が試験通信と書くのは、僕はその通りだと思ふのです。ほかに分離している言葉があったら——英語と日本語で、こうやるのだから、どうもそういうふうにとるのは当たりまえだと思ふのだが、しかし聞いてみると内容が、あくまで監獄局でやる場合には、起きた犯罪捜査の一環として、そういう手段をとっていると、こう理解していいと思うのです。

○森中守義君 たとえば普通郵便物が紛失した、私の出したものが、いつ何日に出たのかわからない、これはおかしいじゃないかという捜査になります。異議が申し立てられますね。それは一体、あれですか、郵務局の方で、そういうことについて事実を調べていくのか、それとも、そういう

申告に対しては、監獄局がタッチしてやるのか。おそらく恒常的——恒常的というか、連続して普通郵便物がなくなつてしまった。現金が入っているか入っていないかは別にしまして、通常の書簡が、あるいは一種から五種までのものがなくなつたという単純な紛失であれば、これは直ちにそれが監獄局の犯罪捜査として、監獄局の仕事としてやるかどうかという判断も、なかなかつきがたいと思うのです。そういう場合の郵務局と監獄局との連絡は、どうなっておりますか。

○森中守義君 はっきりその起きた犯罪行為に対する一つの裏づけですね、捜査行為としておやりになるのだと思うのですが、その場合でも、今言ったような普通郵便物がなくなつた、一つ調べてくれという場合には、監獄局の方へいくでしょう。そうすると監獄局の方では、それが恒常化しているような場合だったら、一つの手段として、そういうことをおやりになることもあると思うのですが、一々の申告に対しては、どういうふうに扱っておるか。

○森中守義君 それから今言った目的ですね、テスト通信の、監獄局と郵務局の——郵務局の方はわかりましたが、監獄局でやりになる場合の基本的な精神というものは、どういうふうになるのでしょうか。それを一つ整理してもらって……

○森中守義君 それから一般の申告に対する郵便物がなくなつたという場合に、それはどういうふうな処理をするか。すぐそれを犯罪行為として認めて、監獄局ですぐやっているのですか。それは郵務局の方でやるのですか。

○政府委員(荘宏君) 公衆から、いろ

いろ不服、苦情の申告がございました場合には、監獄局で所掌をするということ、私どもで、窓口になって処理をいたしておる、回答処理をいたしております。その場合、もちろん相談を必要とするものについては、郵務局その他関係局と相談をして返事をいたしております。

○森中守義君 それから二つ目のお尋ねの、テスト通信を監獄局でやる根拠……

○政府委員(荘宏君) やる場合……

○鈴木健君 あくまでも犯罪捜査の一つの手段としてやるということに限定しているわけでしょう。そのほかに監獄局がやるわけではないでしょう。そこなんです。

○政府委員(荘宏君) 監獄局で、先ほど申し上げましたテスト郵便を流すのは、本来は、私はいろいろあり得ると思います。郵政事業がうまく動いておるかどうかが、郵便は、はたしてどのくらいに送達されておるかというふうなことを——これは監獄局は、郵政事業の運行状態を絶えず見ているという職責もあるわけでありまして、そういったような正常運行が確保されておるかどうかという意味のテスト郵便もあり得ると思いますが、この方は、実のところやっていないと思ひます。現在やっております方は、郵便が不着であるというふうな申告があった場合に限りやっておりますというのが実情であると承知しております。

○森中守義君 さっき私の、その判例があるかないかという質問の中で、局長はないと言われた。しかしなるほど郵政省で発生した事案としてはないでしようけれども、やはり犯罪捜査の手

段としては、これは警察といえども、しかも司法権を扱っている監察官といえども、同様に犯罪捜査の手段については、おのずから一定の限界がある。そこで問題になるのは、今回この事実が、明らかに犯罪捜査の手段として使われたということをお認めいただけるかどうかということが第一点。それからテスト通信の中で、裁判にかかって、それでその手段が合法性がある、正当性がある、なかったという判例はないにしても、全体的に警察関係も含めて、犯罪の捜査手段としての判例は、私はあると思うのです。それは正当性がある、正当性がなかったというこの判例はあるか、その点を一つ聞かしていただきたい。

○政府委員(荘宏君) 第一の御質問の捜査の手段として使ったことを認めるかという点であります。東京中央郵便局で、ひんびんとして切手普及課あての現金封入郵便物がなくなつたという事案がありましたので、一体どこでなくするものであろうかということをはきとめるための手段として用いたことは事実でございます。

○森中守義君 第二番目の正当性についての判例があるかというお尋ねでありまして、実は、まことにどうも申しわけないのですが、先生の御質問の意味が的確につかまれませんので、できますることなら、もう一度お願いいたしたいと思ひます。

○森中守義君 こういうことです。極端な例を出しますと、あまりにも有名な事件ですが、菅生事件なんです。これはおとりを使ったということで、遂に御承知のような判決が出ました。明らかに警察側の行き過ぎであるとい

うことが最高裁においても判例が出ておるわけだ。その問題と、これも事案の軽重から言つたならば、そう大きな相違はないかもしれない、しかし同じケースだと私は思うのです。もちろん菅生事件の場合には、犯人があいまいな状態になっておりますから、この問題とは比べられないけれども、要するにこの問題は、犯人がつかまつてゐるから問題になる、しかしやうな手段行為として、おおむね菅生事件と類型を同じくするケースだと私は思うのであります。行き過ぎじゃないか、こういうことなんですか。そういう意味で判例があるかないか、とこう聞いておられます。

○政府委員(荘宏君) おとり捜査が問題になった判例は、たしか先生が今おっしゃつたようにございます。しかし、私どもの行なつておられますところのテスト郵便というものは、決していゝわゆるおとり捜査というふうなものではないと、かように考えております。

○森中守義君 しかし問題は、やはりこれは刑事訴訟法を少し詳しく調べ、もう少し判例を正確にしないと、ここで、にわかに結論を出すのは危険であるかわかりませんが、おおむね態様としては、菅生事件と似たようなケースのものである、私はそう思う。ただ菅生事件では、やつてみたけれども犯人は出なかつた。白であつた。この場合には、おとり捜査の結果犯人が出る、だから問題になる、それだけの違いだと思ふのです。

そこで、もう少し詳しく言いたいのは、おとり捜査をした、要するにテスト通信をやつてみて、それで何か特殊の塗料を使って見たので、何人かの人が

が捜査線上に浮かんた、その人たちがこうむつた精神的な犠牲、損害、しかもこの説教にいわれておる中には、パンツ一枚で捜査が終わるまで待たされた者もいる、明らかにこれは人権の侵害ですよ。テスト通信によつて、何人かの人が捜査線上に浮かんた、浮かび上がった人たちが、あらゆる容疑をかけられて、パンツ一枚でいつまでも待たされたという人権侵害、善良なる国民が、善良な郵政職員が、その捜査によつて何人かの人が精神的な犠牲をこうむつた、この事実を認めますか。

○政府委員(荘宏君) おとり捜査ではないかという重ねてのお尋ねでありますが、犯罪人をこしらへるというふうな種類のものでは絶対にございませぬ。

それから、何人かの人が人権侵害をこうむつたではないかという点でございしますが、確かにテスト郵便をやりました結果、五人ばかりの人に監獄局として尋ねたことがあつたことは事実であります。そしてその五人の人に、東京監察に任意出頭してもらひまして、東京監察の監察官が会つたわけでありまして、四人につきましては、全く容疑がないので、この四人の人には、すぐ帰つてもらつたわけでありまして、そしてその際、四人の方々には完全な了解をいたしておるということでありまして、決してその四人の方々に対して、人権を侵害するとか、名誉を棄損するとか、そういうようなことはい

たしておらない次第であります。またパンツ一枚で、ふるえておつた者が取調への問あつたのではないかと、お尋ねであります。先ほど申し上げ

ましたように、その事実はないということ、私は東京監察の方から聞いております。おそろく記事となりましたパンツ一枚というものは、考えてみますと、東京監察で捜索令状をとりまして、局の被服箱、非常に多数ある、たしか七百箱でしたかあります被服箱を調べたのであります。その被服箱を東京監察が調べておる間に、だれかが被服箱の中の衣服と着かえるかなんかする必要があつたのではなからうか、その場合に、しかしながら、まるでまっ裸で被服箱のある部屋にやつてくるといふ人は、おそろく今の寒い季節にあり得ないことだらうというふうにも考えますし、まあ被服箱を長い間調べておるので、着物も着かえられないで困つたよというふうなことを、だれか局員の人と言つたかも知れませんが、そういうふうなことが新聞記者の方の耳に入つて、パンツ一枚であるえおつた者があるというふうな記事になつたのではなからうかと、かように推測いたしておるのでありまして、決して人権侵害というふうな事実はございませぬでした。

○森中守義君 これは私も、新聞を中心にしてお尋ねしていますから、今、監察局長の言われるような態様のものではあつたのか、あるいはもっと変わったものではあつたのか、これは私も、少し聞いてみたいと思ひますし、さらに局長の方も、今のお話によると大体推定された答弁でありますから、あなたの方でも、十二分に人権侵害の事実があつたかどうか、これはもう少し慎重に調査をしていただき

たい。

○政府委員(荘宏君) 人権侵害の問題は、実はただいまこちらへ出向いてくるときに、東京監察に聞きまして念を押しましたところ、そういうような事実はないということを申し上げておきます。たので、御了承願ひたいと思ひます。

○森中守義君 それは、まあ当局者が、あなたが上司としてお聞きになつて人権侵害がありましたと言ひませぬよ、もう少し丁寧に実際の係官を呼ぶなり、あるいはその被害をこうむつた人に――調べる必要はありません――人権の侵害だつたかどうかということ

を聞かなければ、これは私は、立証にならぬと思ふ。調べた人だけ聞いて、自分が悪いということを言ひませぬ。むしろ被害をこうむつた側の意見を本

来は聞くべきだ、そうでなければ、完全な立証にはならぬと思ひます。そういう意味で、ただ電話でどうだということではなくて、あなたなり、あるいは上席監察官なり、直接に現場に派遣をして、ここに言われている被害をこうむつた人、その人たちから、態様をお聞きになるのが正しいのではないですか。

○政府委員(荘宏君) 森中先生の仰せ、まことにございませぬ。そのつもりで調査することにいたします。

○森中守義君 そこで、最後に一つ、もう一回聞いておきますけれども、今の郵政監察の場合、もちろん刑事訴訟法を中心としておやりになるでしょうが、具体的な問題として、犯罪捜査の手段の最高限は、どういうところですか。具体的に一つ、こういう場合にはこうする、ああいう場合にはああ

する、この試験通信も、一種のケースの中に入つておるようですから、捜査の方法、手段を、一つわかる限り示していただきたい。

○政府委員(荘宏君) 犯罪捜査をやる手段について述べようという非常にむづかしい御質問であります。いろいろ犯罪があるのではないだろうかというやうな事態がありました場合には、各種の状況を調査いたしまして、その中

に、はたして犯罪の容疑がありやなしやを次第に上り上げて調べる。そうして、どうも犯罪の容疑があるという

ことになつた場合に、それがどの場所であるかというのを逐次調べ上げていって、そうしていよいよ最後に

は、逮捕状を請求して逮捕する、こういうことでございます。

○森中守義君 この犯罪関係になりまして、非常に様相が複雑なのでなかなか限界もむづかしいと思ふのです。ただ、ここに持つておられますが、刑事訴訟法の主眼としておるものは、いかなる場合にも人権が侵害されてはならない、こういうふうに、人権の尊重だけは、いつの場合でも正確に訴訟法そのものが保障し、もとより憲法の保障するところですから、そうなつておると思ふ。しかし、できるならば、こういう態様の事案については、こういう捜査の方針である、捜査の手段をとつてゐる、その程度のことを、一度この委員会に出して下さい。はたして郵政省に捜査規定というか、捜査の手引きというものが、そういうものができておるかどうかわかりませぬけれども、やはりそういうのは、一応委員会として承つておく必要がある。それだけ

ば、こういうことが犯人を明確に逮捕するために手段、方法を選ばない、しかもその過程に捜査線上に浮び上ってきた人たちの人権が侵害されるということとは断じて許されぬ。そういうことですから、一度、犯罪捜査の手段は、どういふようなことが行なわれておるのか、たまたまこういうふうな新聞に伝えられて私は問題にしたわけですが、日常、決算報告の中でも、郵政省の犯罪は、決して少くない。そういう犯罪を絶えず捜査しておる監察当局ですから、いろいろなことが私は行なわれておると思う。目に見えない人権侵害があるのではなからうか、こういうふうにも危惧する者です。

ですから一々の事案を一定対象にして、こういう場合には、こういう捜査の手段をとっておる、そういう内容を、一回出してもらいたい。

それからもう一つ。かりにあなたが調査された結果、読売新聞に載っているように人権の侵害があった、こういう人たちに對しては、どういふ措置をとりますか。単なる自損行為ということとで終るのですか。

○政府委員(佐田) 捜査にあたりましては、人権を尊重すること、これはもう最大の重点でありまして、監察官一同十分のことを考えてやっております。その他刑事訴訟法を厳格に順守するということ、いささかも違法あるいは不当のことがないようにという心がまえでやっております。捜査のやり方につきましては、捜査規定を定めまして、それによつてやつてもらつておる実情でございます。

それから人権じゅうりんの事実が、もしも監察官にありとすれば、これは

その監察官に對し、適当な処分をすることはもちろんでございます。

○森中守義君 この問題は局長の方でも、もう一回調査をしてみたいと思いますが、次の機会に譲ることにしまして、もう一つ、最後に郵務局長に伺つておきますが、郵便法の中に、正確に試験通信というものが無いわけですか、しかし、この犯罪捜査に郵便法が援用されていくということになると、かなり私は重要な問題だと思ふ。ただ、それが犯罪を捜査するために、郵便法がどうでも解釈されていいという筋合いのものでないと思ふ。郵便法を所管される局長として犯罪捜査のために、その種の手段がとられていいのかどうか、その点一つ承つておきたいと思ひます。

○政府委員(板野) 郵便法上におきましては、郵便の利用を禁止していろいろな禁制品、あるいはその郵便の利用に制限を加えておる法規、それからまた処罰、これは一種の罰則の規定の中には、八十一條の二にございまして「恐ろしい又は脅迫の目的をもつて、真実に反する住所、居所」その他云々のような、郵便物の利用をしてはならぬというような方面からの取締りがあるわけでございまして、そうでないような郵便の利用の仕方につきましては、当然郵便法上、これを利用することが出来る。はたしてこれが犯罪捜査上に用いられるものであるかどうかというような内容につきましては、もちろん点検も検閲もできないわけではございませんので、これは、どういふ方法で用いられるかということにつきましては、郵便法上の、そういう制限以外

には、私は利用できるというふうな考へておるわけでございます。

○委員(鈴木) 本案に對する質疑は、本日はこの程度でとどめておきます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和三十六年度収支予算

予算総則

第一条 昭和三十六年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 本予算中事業収入において予定する受信料の月額は、ラジオにおいては八五円、テレビジョンにおいては三〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議

決を経て、各項間において、彼此流用することが出来る。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第六条 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することが出来る。

第七条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第八条 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第九条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金金の返還、または設備の改善に充てることができる。

第十条 前項に定めるもののほか、職員の数率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減

したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に對する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前年度の決算において収支剰余金があった場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て、借入金金の返還または設備の改善に充てることができる。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならぬ。

第十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十一条 国際放送ならびに選挙放送の実施に對する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十二条 業務に關連ある調査研究等に對し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

款		項	予算額(単位千円)
前期繰越収支剰余金(収入)	資本収入	放	四五、六八五、〇六〇
		期	八、五六五、八〇〇
資本収入	長期借入金	債	四、〇〇〇、〇〇〇
		券	一、三六〇、〇〇〇

事 業 收 入	資 本 支 出	事 業 支 出	予 備 金	後期繰越収支剰余金
売却固定資産代金 減価償却引当金 放送債券償還積立金戻入 受 信 料 交 付 金 収 入 雑 収 入	建設費 放送債券償還積立金繰入	諸 返 還 金 給 内 放 送 費 國 際 放 送 費 業 務 費 管 理 費 調 査 研 究 費 減 価 償 却 費 関 連 経 費	予 備 金	後期繰越収支剰余金
一九、〇〇〇 三、〇八〇、〇〇〇 一〇六、八〇〇 三七、一九二、六〇〇 三六、七九一、四二〇 一〇三、四三〇 二二四、四一〇	四五、六八五、〇六〇 一、七〇〇、七八〇 九、三八九、〇〇〇 一、三〇一、八二〇	一、〇〇九、九六〇 三三、六三四、二八〇 八、七二七、三一九 一一、九〇六、八六六 三九六、九三一 三、〇七〇、〇一八 三、八〇七、五七一 八五四、四七七 三、〇八〇、〇〇〇 一、七九一、〇九八 三五〇、〇〇〇		

昭和三十六年度事業計画
計画概説

昭和三十六年度における日本放送協会の事業運営については、昭和三十三年度を起点とする放送事業五か年計画の達成を期し、放送の全国普及と国民の要望するすぐれた放送の実施を通じ、国民生活の向上充実に資する。

(一) ラジオにおいては、全国あまねく受信できるよう難聴地域の解消、外国電波による混信の防あつならびに老朽設備の改善、近代化に努める。

一方、建設途上にあるテレビジョンについては、将来の周波数事情をも考慮し、総合・教育両放送網の早期完成に努力する。

(四) 放送技術、放送番組の両分野を図る。

(五) 国際放送については、諸外国との親善に寄与し、経済、文化の交流に資するため、その拡充を図る。

(六) 受信料の収納方法については、受信者の要望にこたえるため、従来の三か月集金を二か月集金に改めるとともに、受信料前納者に対して割引を実施する。

(七) 受信料の収納方法については、受信者の要望にこたえるため、従来の三か月集金を二か月集金に改めるとともに、受信料前納者に対して割引を実施する。

また、東京における超大電力放送局の建設、F M放送実験局の建設についても、前年度に引き続きこれを進める。

これらに要する経費は、八億七、五四〇万円である。

(㊦) テレビジョン放送網計画

総合放送網の全国主要地域に對する置局を完了するとともに、教育放送網のすみやかな全国普及を目標として建設を進める。また、局地的難視地域に對しては、将来の周波数事情をも

これらの要する経費は、三二億四、七〇〇万円である。

(四) 放送設備整備計画

ラジオにおいては、良質放送達成のため、音声調整設備、中継放送機器等の老朽設備の改善と近代化を進め、テレビジョンにおいては、番組内容の向上とローカル放送の充実を図るため、録画・送像設備、撮影設備等の各種放送設備の整備を行なう。これらに要する経費は、九億四、五〇〇万円である。

(四) 研究施設、一般施設その他の整備計画

放送技術、放送番組の調査研究の重要性にかんがみ、研究設備、機器の整備を行なうとともに、一般施設については、業務の進展に即応して施設の改善、合理化を図る。

これらに要する経費は、一七億五、四〇〇万円である。

三 事業運営計画

(一) 要員および給与

定員としては、前年度一一、八六五人に対し、設備の増加、受信契約者の増加等による人員増六八九人のほか、本年度事業拡充計画の実施に伴う増員五八一人を予定し、総員一三、一三五人である。これに対する給与の総額は、八七億二、七三一万九千円である。

(二) 国内放送

ア 放送番組については、ラジオにおいて番組内容を刷新し、テレビジョンにおいては、総合放送二時間、教育放送一時間三〇分の時間増を行なうとともに、ローカル番組の拡充を図ることとし、総額七〇億七〇三万八千円をもつて実施する。すなわち、ラジオ番組制作に二六億四、六五六万円、テレビジョン番組の制作に三四億五、七一九万二千元、番組の編成企画その他に九億三、二八万六千円である。

イ 放送施設の保守運用については、極力合理化を図ることとするが、設備の増加等により、前年度一七億六、九六〇万四千円に対し、三億五、五一四万三千円の増額となり、総額二一億二、四七四万七千円である。

ウ 通信施設関係については、専用回線数ならびに専用時間の増加、回線規格の向上等により、前年度二億六、八五一万円に対し、四億六、五七万一千円の増額となり、総額二億七、五〇八万一千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度一〇二億三、二七〇万円に対し、一六億七、四一六万六千円の増額となり、総額一、九六六、八六六万六千円である。

(三) 国際放送

国際放送については、従来の送信方向を一方、送信時間を三時間増加して、一八方向三三時間の放送を行なうほか、主要送信方向に対する使用周波数の増加等により、前年度三億二、五七三万四千円に対し、七、一一九万七千円の増額となり、総額三億九、六九三万一千円である。

(四) 業務関係

業務関係については、極力受信者の維持増加に努めるとともに、放送番組の周知を徹底し、特に教育面への利用を促進する。また、受信料の収納方法については、三か月集金を二か月集金に改め、さらに、六か月分および一か年分の受信料前納者

に対しては、それぞれ割引を実施して、受信者へのサービスの改善と収納率の向上を図る。

このため、前年度二億八、五一四万五千円に対し、七億八、四八七万三千円の増額となり、総額三〇億七、〇〇一万八千円である。すなわち、普及および受信改善関係に七億七、六五六万一千円、契約収納関係に二億九、三四五万七千円である。

(五) 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節約に努めることとするが、設備の増加等に伴う必要経費を予定するほか、職員の教育訓練の強化と職員退職手当の資金積立を実施する。このため、前年度二億六、九七一万二千円に対し、九億三、七八五万九千円の増額となり、総額三八億七、五七万一千円である。

すなわち、一般管理費に七億七、五八五万九千円、舎屋の維持運用に六億九、四八七万一千円、社会保険、職員の厚生保健に一一億二、四二万二千円、退職手当その他に一二億三、六五九万九千円である。

(六) 調査研究関係

調査研究関係については、番組関係において、番組編成の研究、放送効果の調査研究を行ない、技術関係において、カラーテレビジョン、UHF放送、テレビジョン国際中継等の研究を重点的に行なう。このため、前

年度八億一、四七六万一千円に対し、三、九七一六千円増額となり、総額八億五、四四七万七千円である。

(七) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費三〇億八、〇〇〇万円、未収受信料欠損償却、支払利息等の関連経費一七億九、一〇九万八千円、および予備金三億五、〇〇〇万円を計上するが、このうち、減価償却については、特別償却を吸収して減価の速度に即応した合理的償却を実施する。

また、建設計画の積極的推進と資本の充実に図るため、受信料収入から九億三、〇〇〇万円を建設費に充当する。

四 受信契約者見込数

(一) 有料契約者見込数

区 分	昭和三十六年度	昭和三十五年度	増 減
年度初頭契約者数	二一、一五〇、〇〇〇	二一、三三三、〇〇〇	△ 一、八三三、〇〇〇
年度内新規契約者数	九、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	△ 七、九〇〇、〇〇〇
年度内廃止契約者数	二、一〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	△ 八〇〇、〇〇〇
年度内増加契約者数	△ 六、九〇〇、〇〇〇	△ 一、八〇〇、〇〇〇	△ 五、一〇〇、〇〇〇

(二) 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十六年度	昭和三十五年度	増 減
年度初頭免除者数	六、〇〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	△ 二〇〇、〇〇〇
年度内新規免除者数	七、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	△ 四、九〇〇、〇〇〇
年度内廃止免除者数	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	△ 五〇〇、〇〇〇
年度内増加免除者数	七、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	△ 四、四〇〇、〇〇〇

(三) 有料契約者見込数

区 分	昭和三十六年度	昭和三十五年度	増 減
年度初頭契約者数	六、三三三、〇〇〇	四、一五五、〇〇〇	△ 二、一七八、〇〇〇
年度内新規契約者数	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	△ 〇
年度内廃止契約者数	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	△ 〇
年度内増加契約者数	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	△ 〇

(四) 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十六年度	昭和三十五年度	増 減
年度初頭免除者数	二、一〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	△ 七〇〇、〇〇〇

年度内新規免除者数	一六、二〇〇	一三、八〇〇	三、四〇〇
年度内廃止免除者数	二〇〇	一〇〇	一〇〇
年度内増加免除者数	一六、〇〇〇	一三、七〇〇	三、三〇〇

昭和三十六年度資金計画
昭和三十六年度収支予算ならびに
事業計画に基づく本年度における資
金計画は、次のとおりである。

一 本年度の入金額は

受信料収入については、ラジオにおいて年度初頭契約者数一、一五万一千人、年度内新規契約者九九万人、同廃止契約者数三三〇万人、受信料月額八五円をもつて算定した受信料収入予算九八億八、七四二万円から、収納不能に

面売却金一、九〇〇万円、放送債
券返済法定積立金からのれい入額
一億六八〇万円、その他仮受金、
前受金等一億九、五〇〇万円、計
五九億二、八六四万円を見込む。
以上、入金額合計は、四二一億
六八六万三千円である。

よる欠損見越額二億九千九百六十七万円を控除した受信料収納額九億七、八〇五万三千円、テレビジョンにおいて年度初頭受信契約者數六千三百五十人、年度内新規契約者數二千七百人、同廃止契約者數七百人、受信料月額三〇〇円をもつて算定した受信料収入予算二億九千九百四十万円から、収納不能による欠損見越額四億三千三百万円を控除した受信料収納額二億五千萬円、計三億一億七、八千二万三千円を予定する。

このほか、國際放送關係政府交付金一億三千七万円、選挙放送關

二 本年の出金額は

事業經費二億七億六、三、一八万二千元、放送設備建設改修費九億三億八、九〇〇万円、放送債券返済金一億六、八〇〇万円、長期借入金返済金九億三、一六万円、放送債券返済法定積立金一億一、八二万円、予備金三億五、〇〇〇万円、その他放送債券利息、差入保証金等一億一、〇〇一萬一千円をあわせ、合計四億二、四九七萬三千円である。

三 資金の需要および調達を四半期にみれば、別表のとおりである。

二 本年度の出金額は
事業經費二八七億六、三一八萬
二千元、放送設備建設改修費九三
億八、九〇〇万円、放送債券返
金一億六八〇万円、長期借入金返
済金九億三、一六万円、放送債券返
済法定積立金一三億一八二万円、
予備金三億五、〇〇〇万円、その
他放送債券利息、差入保証金等一
三億一、一〇一萬一千円をあわ
せ、合計四二億二、四九七萬三
千円である。

三 資金の需要および調達を四半
期にみれば、別表のとおりであ
る。

二 本年度の出金額は
事業經費二八七億六、三一八萬
二千元、放送設備建設改修費九三
億八、九〇〇万円、放送債券返
金一億六八〇万円、長期借入金返
済金九億三、一六万円、放送債券返
済法定積立金一三億一八二万円、
予備金三億五、〇〇〇万円、その
他放送債券利息、差入保証金等一
三億一、一〇一萬一千円をあわ
せ、合計四二億二、四九七萬三
千円である。

三 資金の需要および調達を四半
期にみれば、別表のとおりであ
る。

二 本年度の出金額は
事業經費二八七億六、三一八萬
二千元、放送設備建設改修費九三
億八、九〇〇万円、放送債券返
金一億六八〇万円、長期借入金返
済金九億三、一六万円、放送債券返
済法定積立金一三億一八二万円、
予備金三億五、〇〇〇万円、その
他放送債券利息、差入保証金等一
三億一、一〇一萬一千円をあわ
せ、合計四二億二、四九七萬三
千円である。

三 資金の需要および調達を四半
期にみれば、別表のとおりであ
る。

別表		(単位千円)								
区 分	第一・四半期		第二・四半期		第三・四半期		第四・四半期		合 計	
	一 前期繰越金	三〇〇,〇〇〇	三六八,一六〇	三六六,五九七	三六八,一六〇	一				
二 収 入	九,四八二,一六〇	二,三三三,三三〇	二,三三七,七〇〇	二,〇九七,六五三	二,〇六八,六五三					
受 信 料	八,五九八,四〇〇	八八七,三三〇	九二六,二二〇	九,五九八,六五三	二,一七三,三三三					
(ラジオ)	二,五九八,七〇〇	二,四四九,三三〇	二,三九八,五五〇	二,二六九,七三三	九,六八八,五五三					

放 送 債 券	九〇,〇〇〇	六四三,四〇〇	六八四,〇〇〇	七九六,九〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	一七
長期借入金	〇	六〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇	三
交付金収入	三,八〇〇	三,八〇〇	〇	六〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一
雑 収 入	五,一〇〇	五,一〇〇	五,八〇〇	五,八〇〇	一〇〇,〇〇〇	一
固定資産売却 代金	四,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一
放送債券返済 金戻入	三,二〇〇	四三,六〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇六,六〇〇	一
その他の収入	三,五〇〇	四,〇〇〇	五七,五〇〇	七〇,〇〇〇	一〇六,六〇〇	一
支 出	九,五九九,四九九	二一,一五五,四五二	二一,一五六,二二二	二一,一〇三,九五五	二四,九三三	
事業経費	七二八,七五五	六八四,二〇三	七八七,九九六	六八三,三六六	七五五,六三三	
放送設備建設 改修費	一八四,〇〇〇	二四六,〇〇〇	二七四,〇〇〇	二二五,〇〇〇	九二九,〇〇〇	
放送債券返済	三,二〇〇	四二,六〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇六,六〇〇	
長期借入金返 済	三〇〇,七九六	三〇〇,七九六	三〇〇,七九六	三〇〇,七九六	九四一,七〇〇	
法定積立金	〇	〇	〇	一,三〇一,八〇〇	一,三〇一,八〇〇	
予 備 金	五,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
その他の支出	三五,七五五	四〇,一八五	三三,三四六	四七,五〇五	一三二,二〇二	
後期繰越金	三六,六三三	三六,六三三	三六,六三三	三六,六三三	一	

昭和三十六年三月
日本放送協会昭和三十六年度収支
予算、事業計画及び資金計画に対
する意見書

意見書

郵政大臣

日本放送協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画について、これらを通じ、次のとおり意見を付する。

一 建設計画については、受信困難な地域の救済、教育テレビジョン放送の普及及び放送番組の充実を図るため、小電力局の新設、既設局の増力、教育テレビジョン放送網の拡充及び演藝設備等施設の改善を行なうこととしているが、受信難の解消及び教育テレビジョン

放送の利用に対する公衆の強い要望並びに放送番組に関する受信者の多角的欲求に応ずるものとして適切な措置であり、また、日本放送協会（以下「協会」という。）の財政的能力に照らしても妥当な規模のものと認められる。なお、テレビジョン放送の空白地域を補完するための計画については、特に施策の積極的な推進を期待する。

二 事業運営の計画については、国内放送番組の充実、低普及地域の開発、受信料免除範囲の拡大、受信料徴収方法の改善、国際放送の拡充、調査研究の強化等をその重点としているが、いずれも協会の任務に照らし、当年度に遂行すべき業務として適切なものと認めら

(1) 受信料免除範囲の拡大については、標準放送の受信料につき財政の許す限度で大幅にこれを広げようとするものであつて、社会的、経済的事情にかかわらず、国民ひとしく放送の利益を享受しうるよう措置すべき免除制度の目的にも合致し、前記放送網の拡充とあひまつて、放送の普及に資するため適切な措置である。

(2) 国内放送番組については、協会の任務にかんがみ、標準放送、テレビジョン放送の別なく十全なサービスを供給するとともに公正適切な放送の実施についても特段の配慮を要するものと考えらる。

(3) 教育テレビジョン放送については、協会固有の公的義務にかんがみ、前記放送網の拡充を図るほか番組の充実に格段の努力を傾け、テレビジョン放送の教育的効用を発揮すべきものと考えらる。

三 受信契約者数の見込み、受信料月額の設定、経費予定額の配分、資金の調達及び支出計画等財政計画については、当年度事業計画の規模に照応しておおむね妥当と認められる。しかしながら、

(1) 受信料については、テレビジョン放送受信契約者の増加のすう勢、標準放送受信契約者の急速な減少傾向、事業進展の見通し、受信者負担の公平等をあわせ考量し、昭和三十七年度実施を目標として、安定的な料金を

体系の確立につき根本的検討を行なう必要がある。また、

(2) テレビジョン放送受信料収入の増加の勢いも漸次鈍化におもむくものと考えられる一方、建設資金に係る財政負担の増加及び事業規模の拡大に伴う支出の増大が予測されることにかんがみ、当年度において収入がその予定額を上回ることとなつた場合には、つとめてこれを長期負債の返還に充当すること等により事業運営に対する財政的基礎の確立に資することが望ましい。

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「電話取扱局の交換設備」の下に「（その交換設備に郵政省令で定めるところにより接続されるその従たる交換設備を含む。以下この条において「局交換設備」という。）を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「電話取扱局の交換設備」を「局交換設備」に改める。

第三十八条の三第一項第二号中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四

第十一部 通信委員会會議録第九号

年法律第四十七号）に改め、「差押」の下に「（参加差押を含む。）」を加え、同条第三項中「第二号の差押」の下に「（参加差押を含む。）」を加える。第四十一条第二項中「内線電話機の一部により」の下に「又は単独電話若しくは共同電話の第三十六条に規定する附属的な電話機の全部若

種 類	加入電話等の数の十分の一を加えた数
一級局	二十五未満
二級局	二十五以上百未満
三級局	百以上二百未満
四級局	二百以上四百未満
五級局	四百以上八百未満
六級局	八百以上二千未満
七級局	二千以上八千未満
八級局	八千以上五万未満
九級局	五万以上十五万未満
十級局	十五万以上四十万未満
十一級局	四十万以上百万未満
十二級局	百万以上二百万未満
十三級局	二百万以上三百万未満
十四級局	三百万以上

しくは一部により」を加える。第四十四条第一項中「以下この条において同じ。」を「以下この条において「加入電話等」という。」に改め、同項の表を次のように改め、同条第二項中「加入電話」を「加入電話等」に、「電話取扱局」を「加入電話取扱局」に改める。

第四十五条第一項中「次条」を「第四十六条」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 公社は、郵政省令で定めるところにより、電話取扱局につき、その電話取扱局が属する前項の種類を指定し、これを公示しなければならない。
第四十五条の次に次の一条を加える。

（単位料金区域）
第四十五条の二 公社は、全国の区

域を分けて単位料金区域を定め、これを公示しなければならない。
2 前項の単位料金区域は、その区域内の電話取扱局に收容されている電話からの市外通話（郵政省令で定める近距離の市外通話を除く）の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる市外通話地域間距離を測定するための単位の区域となるべき地域とする。
3 公社が第一項の規定により単位料金区域を定める場合の基準その他必要な事項については、郵政省

令で定める。
第四十六条第二号中「市内通話」を「前二号に掲げる通話」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二 準市内通話 一の電話取扱局（度数料金局に限る。）に收容されている電話からこれと同一の単位料金区域内の他の電話取扱局に收容されている電話への通話（市内通話を除く。）の接続又は相互に隣接する二の単位料金区域のそれぞれの区域内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い指定する地域のうちの一の地域内の電話取扱局（度数料金局に限る。）に收容されている電話から他の地域内の電話取扱局に收容されている電話への通話の接続が、自動的に行なわれる場合（通話の相手方たる電話を收容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれる場合を含む。）におけるその接続の方式による通話

第四十七条第一項中「接続の方法により」を「接続の方式により、自動接続通話方式による市外通話（度数料金局に收容されている電話からの市外通話でその市外通話の相手方たる電話を收容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれるものを含む。以下同じ。）とその他の市外通話（以下「自動接続通話方式による市外通話」という。）とに區別し、自動接続通話方式による市外通話は」に改める。
第五十三条第三項中「当該認定に係る」を削る。

第六十八条第一項中「上欄」を「左の欄」に、「下欄」を「右の欄」に改める。
第七十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号中「電報」の下に「及び罹災地に特設する公衆電話から行なう通話」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 船舶内の傷病者の医療について指示を受けるために発信する電報及びその返信の電報
第七十五条後段中「市内通話の料金」の下に「準市内通話の料金」を加え、「自動接続市外通話方式」を「自動接続通話方式」に改める。
第八十一条第一項中「第七十七条第三項を除き以下」を「以下この章において」に改める。
第一百五十五条の次に次の一条を加える。
（線路の使用の請求）
第一百五十五条の二 公社は、加入電話加入者、加入組合、電信加入者又は専用者から、その加入契約若しくは専用契約に係る電話機、電信機若しくは専用設備の端末機器を設置する場所の存する建物内又はこれらの機器を設置する場所と同一の敷地内にある線路をこれらの機器のための回線の一部として使用すべき旨の請求を受けたときは、その請求に係る線路が公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しない場合又はその請求者がその使用に關し公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件を遵守すべき旨を約定しない場合を除き、その使用を承諾しなければならない。別表を次のように改める。

別表
第1 通常電報の料金

料 金 種 別	料 金	額
1 普通電報料		
イ 市内電報料	和文 10 字又は欧文 5 語まで	30円
基本料	和文 5 字までごとに又は欧文 1 語ごとに	7円
累加料		
ロ 市外電報料	和文 10 字又は欧文 5 語まで	60円
基本料	和文 5 字までごとに又は欧文 1 語ごとに	10円
累加料	普通電報料の 2 倍	
2 至急電報料	和文 10 字又は欧文 5 語まで	30円
翌日配達電報料	和文 5 字までごとに又は欧文 1 語ごとに	7円
基本料		
累加料	至急電報料と同額	
4 第 15 条又は第 16 条に規定する電報の電報料		

第2 電話使用料（契約の期間が 30 日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの）

料 金 種 別	料 金	事務用	住宅用
1 度算料金制による場合			
イ 基本料			
単独電話及び構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）			
1級局	—加入電話ごとに月額	260円	180円
2級局	〃	300円	210円
3級局	〃	340円	240円
4級局	〃	380円	270円
5級局	〃	440円	310円
6級局	〃	500円	350円
7級局	〃	600円	420円
8級局	〃	700円	490円
9級局	〃	800円	560円
10級局	〃	900円	630円
11級局	〃	1,000円	700円
12級局	〃	1,100円	770円

13級局	〃	1,200円	840円
14級局	〃	1,300円	910円
度算料	市内通話 1 度数ごとに	7円	7円

2 定額料金制による場合

イ 単独電話			
1級局	—加入電話ごとに月額	650円	390円
2級局	〃	750円	450円
3級局	〃	850円	510円
4級局	〃	950円	570円
5級局	〃	1,150円	690円
6級局	〃	1,450円	870円
7級局	〃	1,800円	1,080円
ロ 構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）			
1級局	—加入電話ごとに月額	1,000円	600円
2級局	〃	1,150円	700円
3級局	〃	1,300円	800円
4級局	〃	1,450円	900円
5級局	〃	1,750円	1,050円
6級局	〃	2,200円	1,300円
7級局	〃	2,700円	1,600円

備考

- 住宅用とは、加入電話加入者（法人たるもの及び第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。
- 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3 準市内通話料（加入電話から行なう通話に係るもの） 毎 1 分又はその端数ごとに 7 円
第4 市外通話料（加入電話から行なう通話に係るもの）

料 金 種 別	料 金	額
1 自動接続通話方式による通話に係るもの	次に掲げる秒数又はその端数ごとに	7円
市外通話地域間距離		
20 キロメートルまで	50 秒	
30 〃	38 秒	
40 〃	30 秒	

60	〃	21 秒	第47条第2項の規定により 公社が指定する地域相互間 の通話	左記以外のもの
80	〃	15 秒		
100	〃	13 秒		
120	〃	10 秒		
160	〃	8 秒		
240	〃	6.5秒		
320	〃	5 秒		
500	〃	4 秒		
750	〃	3 秒		
750キロメートルをこえるもの		2.5秒		
2 手動接続通話方式による通話に係るもの（準市内通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものを除く。）				
イ 普通通話料				
市外通話地域間距離				
10キロメートルまで	15円	5円	9円	3円
20	24円	8円	21円	7円
30	30円	10円	27円	9円
40	39円	13円	33円	11円
60	54円	18円	39円	13円
80	72円	24円	45円	15円
100	90円	30円	54円	18円
120	108円	36円	63円	21円
160	132円	44円	75円	25円
200	156円	52円	90円	30円
240	183円	61円	106円	35円
280	210円	70円	120円	40円
320	240円	80円	135円	45円
400	279円	93円	156円	52円
500	318円	106円	180円	60円
600	360円	120円	210円	70円
750	420円	140円	240円	80円

900	〃	480円	160円	270円	90円
1,100	〃	540円	180円	300円	100円
1,100キロメートルをこえるもの		600円	200円	330円	110円
ロ 至急通話料				普通通話料の2倍	
ハ 特別至急通話料				普通通話料の3倍	
ニ 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	普通通話料と同額			普通通話料の3倍	
ホ 定時通話料	左記の料金額と同額 (月額) 右記の料金額と同額			普通通話料の4倍 (月額) 普通通話料の90倍	
ヘ 予約通話料(予約の期間が1月未満のものに係るものを除く。)					

備考

1 市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

2 公社は、市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第5 設備料(加入電話加入申込を承諾された場合のもの。ただし、構内交換設備及び内線電話機の設置に要するものと並びに契約の期間が30日以内のものに係るものを除く。)

第6 公衆電話料(公衆電話又は第8条第2号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、電話加入区域内に設置されたものから行なう通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金	料 金	額
1 公社が通話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話から行なう通話に係るもの	1 度数ごとに	3分まで	3分をこえる毎1分又はその端数ごとに
イ 市内通話料			10円
ロ 市外通話料			
(1) その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から準市内通話ができる電話への手動接続通話方式による通話に係るもの			
(イ) 普通通話料		15円	5円

(ロ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	(2) (1)に掲げる通話以外の通話に係るもの	第4の2のイからホまでに掲げる料金額と同額	15円	5円
	その他の公衆電話から行なう通話に係るもの			
	イ 市内通話料	1 度数ごとに	10円	
	ロ 市外通話料			
	(1) その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から準市内通話ができる電話への手動接続通話方式による通話に係るもの	毎3分又はその端数ごとに		
(2) (1)に掲げる通話以外の通話に係るもの	(イ) 普通通話料		15円	15円
	(ロ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料		15円	
(4) 普通通話料				
市外通話地域間距離10キロメートルまで			15円	10円

附 則

- この法律は、昭和三十七年九月一日から同年十一月三十日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十六条第三十八条の三、第四十一条第二項、第五十三条第三項、第七十条及び第八十一条第一項の改正規定並びに第一百五十五条の次に一条を加える改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日、附則第三項
- の規定は公布の日から施行する。
- 公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう準市内通話(改正後の第四十六条第二号に規定する準市内通話をいう。)及び自動接続通話方式による市外通話(改正後の第四十七条第一項に規定する自動接続通話方式による市外通話をいう。)たる通話については、この法律の施行の日から起算

して六月をこえない範囲内でその電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。

3 公社は、この法律の施行前においても、公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう市外通話について、郵政省令で定める基準に従い、試験的に、その料金を改正後の別表第3、第4の1若しくは2又は第6の1のロ若しくは

2のロに掲げる料金額と同額とすることができ。

4 この法律の施行前(附則第二項の規定により従前の例によるもの)とされる同項に規定する通話に係る料金額については、当該電話取扱局につき同項の規定により公社が指定する日までに支払い、又は支払うべきであつた公衆電気通信役務の料金額については、なお従前の例による。

5 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局まで」「十二級局」を「一級局」に改める。

第三条第一項中「一級局」を「十級局から十四級局まで」に改める。

第7 専用設備たる回線の専用の料金(市外設備(月額)第4の2のイの料金額の欄の右段の3に係るものであつて、専用契約の期間が1年以上のうちに係るもの) 分までの欄に掲げる額の6,000倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

備考

- 市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
- 公社は、市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。
- 公社は、公衆電話及びこの表の3の加入電話につき、郵政省令で定めるところによりこの表の1、2又は3のいずれの料金額が適用されるかが明らかとなる措置をとるものとする。

市外通話料	20	25円	20円
	30	30円	25円
	40	35円	30円
	60	50円	35円
	至急通話料		
市内通話料	特別至急通話料		
	(イ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	普通通話料と同額	普通通話料の2倍
			普通通話料の3倍
			普通通話料の3倍
	1 度数ごとに	10円	

三月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易郵便局法の一部改正に関する請願(第六九三号)(第六九四号)(第六九七号)(第六九八号)(第七一一号)(第七三六号)(第七三七号)(第七七五号)(第七七七号)
一、長野地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願(第七二五号)
一、長野県飯山地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願(第七二六号)
一、第三種及び第五種郵便料金をすえ置等に関する請願(第七三五号)

第六九三号 昭和三十六年二月二十四日受理

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

請願者 大分県宇佐郡北馬城村 西屋敷大分県簡易郵便局連絡協議会内 小田 原静外一名

紹介議員 後藤 義隆君

先般の特定郵便局制度調査会の答申に基づき、(一)受託者の範囲を個人にまで拡大すること、(二)各種手数料を大幅に引き上げ、かつ最低保障をすること、(三)取扱当務者の身分保障をすること、(受託者が個人となつた場合はその個人)、(四)郵政業務の全般を取り扱ふこと等の諸点につき簡易郵便局法の改正をせられたいとの請願。

第六九四号 昭和三十六年二月二十四日受理

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県八日市場市皿壁

(一通)

簡易郵便局内 中台あ

い子外二名

紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第六九三号と同じである。

第六九七号 昭和三十六年二月二十四日受理

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

請願者 広島県比婆郡口和町大月簡易郵便局内 原万 千子外一名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第六九三号と同じである。

第六九八号 昭和三十六年二月二十四日受理

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

請願者 京都府宇治市東笠取簡易郵便局内 前川正一

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第六九三号と同じである。

第七一一号 昭和三十六年二月二十四日受理

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県三島郡寺泊町桐原簡易郵便局内 大越 幸平

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第六九三号と同じである。

第七三六号 昭和三十六年二月二十四日受理

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

請願者 富山県魚津市加積簡易

郵便局内 島津武男外

一名

紹介議員 館 哲三君
この請願の趣旨は、第六九三号と同じである。

第七三七号 昭和三十六年二月二十四日受理

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

請願者 高知県室戸市室戸岬町全国簡易郵便局連絡協議会内 北村千代亀

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第六九三号と同じである。

第七五七号 昭和三十六年二月二十四日受理

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

請願者 福島県大沼郡金山町本名 本名郵便局内 青 柳儀忠外一名

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第六九三号と同じである。

第七七七号 昭和三十六年二月二十四日受理

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

請願者 富山県氷見市熊無簡易郵便局内 中谷忠三郎 外一名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第六九三号と同じである。

第七二五号 昭和三十六年二月二十四日受理

長野地方に簡易保険、郵便年金加入者

の厚生施設設置の請願

請願者 長野市栗田字舎利田八

〇一長野郵便局簡易保険加入者の会内 乙部 泉三郎

紹介議員 木内 四郎君

郵政省においては、簡易保険と郵便年金加入者の老後の生活安定と福利を増進するための厚生施設として右の老人ホーム等を全国的に逐次設置される趣きで喜ばしい次第であるが、長野地方にはこのような施設がまだ設置されてはいないから、この機会に当地方にも早急に設置せられたいとの請願。

第七二六号 昭和三十六年二月二十四日受理

長野県飯山地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願

請願者 長野県飯山市飯山飯山郵便局簡易保険加入者の会内 小林哲二郎

紹介議員 木内 四郎君

郵政省においては、簡易保険と郵便年金加入者に対する老後の生活安定と福利を増進するための施設として、老人ホーム、ヘルスセンター、生活会館等を全国的に逐次設置するよしであるが、長野県飯山地方にはこのような施設がないから、この機会に当地方にも厚生施設をすみやかに設置せられたいとの請願。

第七三五号 昭和三十六年二月二十四日受理

第三種及び第五種郵便料金をすえ置等に関する請願

請願者 東京都文京区小日向水道町六社団法人日本出

版協会内 前田芳雄外

二名

紹介議員 斎藤 昇君
郵便料金値上げに關しては、第三種及び第五種の郵便料金はこれをすえ置き、出版物利用者の特異性を生かし、他方、出版文化の発展を助長するため、内容は出版物に限定するよう善処せられたい。第三種及び第五種の郵便料金値上げに見込まれた財源については、従来出版物と同様に第五種であつた証券に類するもの、諸雑貨・器具機械類・動産不動産関係等のPR印刷物、商品見本、薬品類等で出版物でないものの一切を含めてこれを新設の第六種郵便とし、その料金によつてまかなうよう措置せられたいとの請願。

昭和三十六年三月十八日印刷

昭和三十六年三月二十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局